

第5期大東市地域福祉計画

(案)

令和6年3月

大東市

ごあいさつ

本市では、これまで「地域福祉計画」を策定して施策を展開し、関係機関や各種団体と連携しながら、地域住民と共に地域福祉課題の解決に向けた取組を推進してまいりました。

近年、少子高齢化、個人や世帯の抱える問題の複雑化、地域のつながりの希薄化等が問題となってきています。今までのような縦割りの支援や制度だけでは問題解決が困難であり、また、行政や専門職だけでは早期の介入や地域課題を乗り越えていくことが難しくなっています。

新たな計画となる「第5期大東市地域福祉計画」につきましては、計画期間を6年間とすることで高齢者・障害者・子ども等の個別関連計画との期間の整合を図るとともに、福祉関連計画の上位計画として、縦割りでない包括的な支援体制の整備に向けた取組を含む、市がめざす姿を示しました。

また、本計画では前期計画の基本理念を引き継いで、「みんなで支える 笑顔あふれる地域共生社会」を掲げました。そして、その実現のためには「住民同士に助け合い・支え合いの心が根づく」ことが必要です。皆さまと協働しながら住みたい地域を創っていくために、まずは皆さまに地域福祉に関心をもっていただき、共に語りながら地域づくりに参加をしていただくことが大変重要なことであると考えております。

市としましても、皆さまが地域福祉に関する諸活動にご参加、ご活躍いただけるような機会や場づくりを一層進めてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びになりますが、本計画を策定するにあたり、ご意見を頂戴しました「大東市地域福祉計画策定市民会議」の委員の皆様をはじめ、各種団体や関係機関のご尽力に心より感謝申し上げます。

大東市長 東坂浩一

目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 地域福祉の基本的な考え方	2
3. 計画策定の留意点	3
4. 地域福祉推進の目的	4
5. 成年後見制度について【成年後見制度利用促進基本計画】	6
6. 再犯防止の取組について【再犯防止推進計画】	7
7. 計画の位置づけと期間	8
8. 本計画とSDGsとの関係	10
9. 計画の評価	10
第2章 現状と課題	11
1. 市の現状	11
2. アンケート結果から見る住民意識	19
3. 前期計画の取組と課題	30
第3章 計画の理念と体系	38
1. 計画の基本理念	38
2. 計画の基本的な視点	39
3. 計画の基本目標	40
4. 施策体系	41
第4章 施策の展開	42
基本目標1 みんなが安心して暮らせるまちづくり	42
1-1 相談支援体制と情報発信の充実	42
1-2 安全・安心のまちづくり	46
1-3 各種福祉施策の充実	49
基本目標2 誰もがいきがいのもてるまちづくり	52
2-1 生涯にわたるいきがいづくり	52
2-2 心と体の健康づくり	56
基本目標3 地域の活力あふれるまちづくり	58
3-1 地域における活動の充実	58
3-2 セーフティネット機能の強化	60
資 料	64
1. 策定の経緯	64
2. 大東市地域福祉計画策定委員会設置要綱	66
3. 大東市地域福祉計画策定市民会議規則	68
4. 大東市地域福祉計画策定市民会議委員名簿	69
5. 大東市地域福祉計画策定委員会	70
6. 身近な相談支援機関	71
7. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	73

8. 市内の福祉・生涯学習・文化活動・スポーツ活動施設	74
9. 用語の解説	75

本文中に（※）のある用語については、資料編の「用語の解説」に内容の説明を掲載しています。

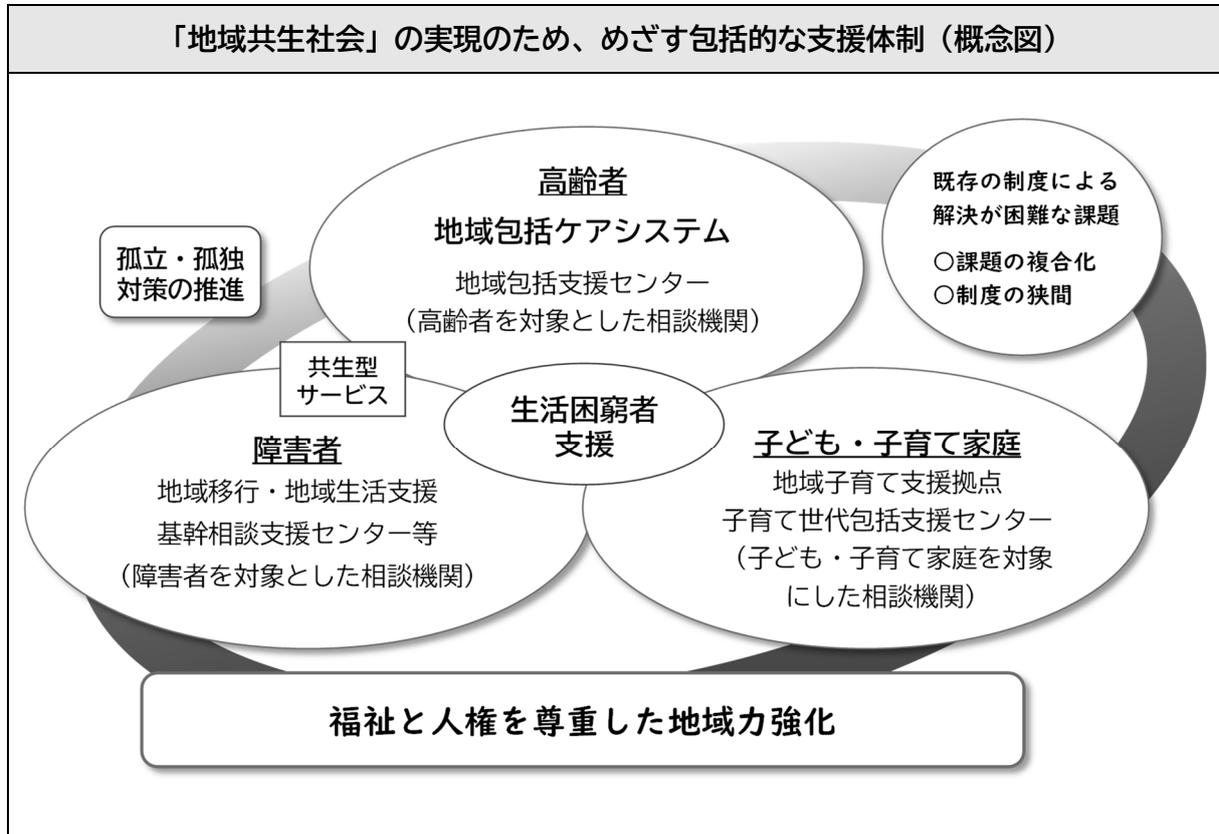
第1章 はじめに

1. 計画策定の背景・趣旨

社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観の多様性の広がりが見られる中で、各世帯や一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。これらの課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスに加えて、地域住民や地域活動団体等と協働^(※)して地域全体で課題の解決に向けた取組を進めることが求められています。

国においては、平成12年に社会福祉事業法が改正されて社会福祉法となり、新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の充実」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。さらに平成29年には社会福祉法が介護保険法等とともに改正されました。それにより、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会^(※)」の実現をめざす方向性が示されました。

国がめざす方向を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けた取組を本市でも推進することにより、地域住民同士の助け合い・支え合いの心による生活の質の向上と、すべての人がいつまでも安全・安心に住み続けられる地域づくりに努めます。



※厚生労働省資料を基に作成

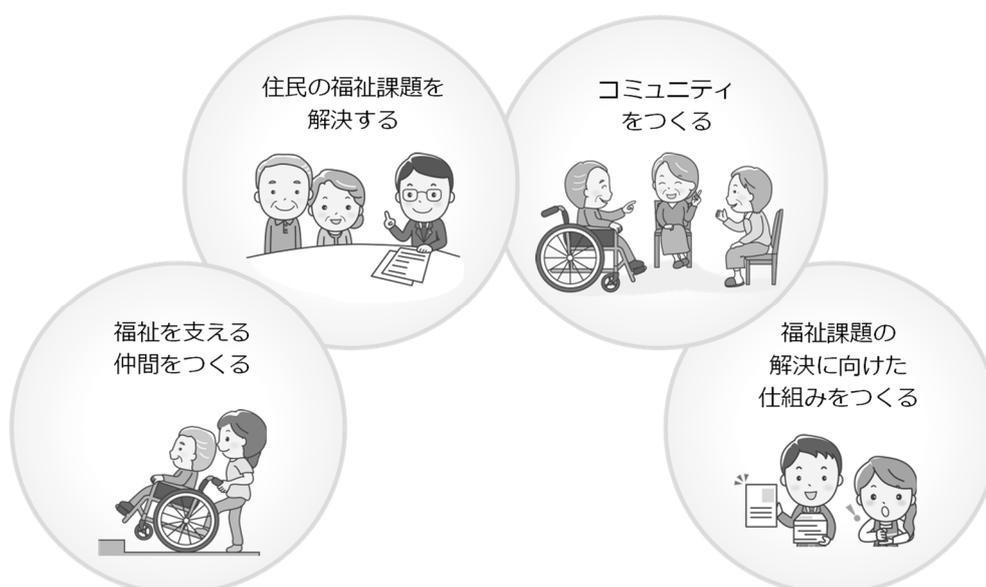
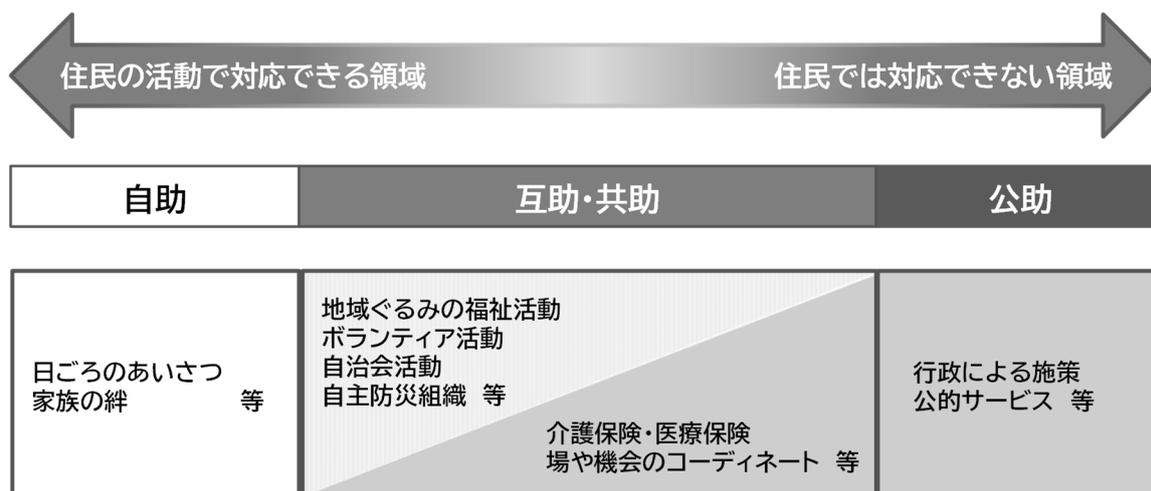
2. 地域福祉の基本的な考え方

「福祉」とは、特定のだけかだけでなく、みんなが幸せになれるような取組や活動を言いますが、「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域で安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域の福祉課題に取り組む考え方を言います。

課題を解決するため、個人や家庭の努力による解決（＝自助）のほかに、近所や地域、ボランティア等による助け合い・支え合いや介護保険・医療保険等の相互負担による制度の活用（＝互助・共助）や、公的サービスによる課題解決の方法（＝公助）が考えられます。

これからは従来の固定的な役割分担ではなく「地域福祉」の視点から包括的な支援体制を整備することが求められています。そのため、行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての住民、各種団体、事業所等がそれぞれの役割を分担し、連携・協働することが重要です。

《自助・互助・共助・公助の関係性》



3. 計画策定の留意点

国において、各自治体で地域福祉を推進する上での現状と課題として、次のような内容が示されています。

地域福祉をめぐる現状と課題
<p>●世帯の複合課題</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050問題」）・介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）・保護者の都合や家庭の事情等により、家事や家族の世話を日常的に行っている子ども（いわゆる「ヤングケアラー」）
<p>●制度の狭間にある課題</p> <ul style="list-style-type: none">・制度の対象外、基準外、一時的なケース（生活保護費を下回る収入しか得られない「ワーキングプア」、障害者手帳を持っていない発達障害等の人等）
<p>●社会的孤立・孤独</p> <ul style="list-style-type: none">・頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難
<p>●地域の福祉力の脆弱化</p> <ul style="list-style-type: none">・少子高齢化や人口減少の進行等により地域で課題を解決していく力の脆弱化
<p>●新たな地域福祉課題</p> <ul style="list-style-type: none">・単身世帯の増加、入退院の対応や看取り、死亡後の対応等

これら国が示す現状と課題を踏まえて、平成29年の社会福祉法の改正により、各自治体が策定する地域福祉計画について福祉関連個別計画の上位計画に位置づけるとともに、地域福祉計画において福祉関連計画の各分野における共通事項を定める必要性が示されました。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする地域住民が抱える多様で複合的な生活課題について、地域住民や公私の福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られる地域福祉の方法が明記されるとともに、地域福祉計画に盛り込むべき事項について、次の5つが示されました。

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

前述の5つの事項により、縦割りでない分野横断的な支援やサービス（居住や就労等への支援、共生型サービスの展開、分野横断的な事業の実施、虐待防止や権利擁護^(※)等）の更なる展開と、様々な分野をまたぐ複合的な課題に対して相談者や世帯の属性や年齢に関わらず受け止めて支援につなぐ包括的な相談支援体制の構築が求められています。

4. 地域福祉推進の目的

社会福祉法第4条第2項において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）」を地域福祉推進の主体とし、「地域住民等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」ことを地域福祉推進の目的としています。

○ 地域福祉活動への主体的な参加

互いの価値観や存在意義を認め合う中で、地域住民等が地域社会の一員として地域福祉課題の解決に携わるとともに、助け合い・支え合いの精神により普段から地域福祉活動に主体的に参加できる機会を提供します。

○ 共に生きる社会づくり

生活困窮者や障害のある人等を排除するのではなく、地域社会への参加等によりその人の存在を受け入れる共生社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現のため、地域住民同士が互いの個性や多様性を認め合える心の育成に取り組みます。

○ 協働による地域づくり

福祉サービスは、従来は行政、社会福祉協議会及び福祉事業者が提供の主体でしたが、最近では各種団体や地域住民との連携による支援やサービスの提供も全国的に見られるようになってきました。本市においても福祉サービスの充実や地域福祉活動の活性化のため、行政、社会福祉協議会及び地域住民や地域活動団体等が協働できる機会や場づくりを行います。

○ セーフティネット^(※)の充実

生活困窮者やひきこもり^(※)状態にある人等について、専門職による伴走型支援に加え、近隣住民や民生委員・児童委員^(※)、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等による日常の見守りや関わり等により、課題を抱える本人や世帯の意思と尊厳を尊重しながら、人と人とのつながりや社会とのつながりを回復し、自立した生活が営めるように支援します。

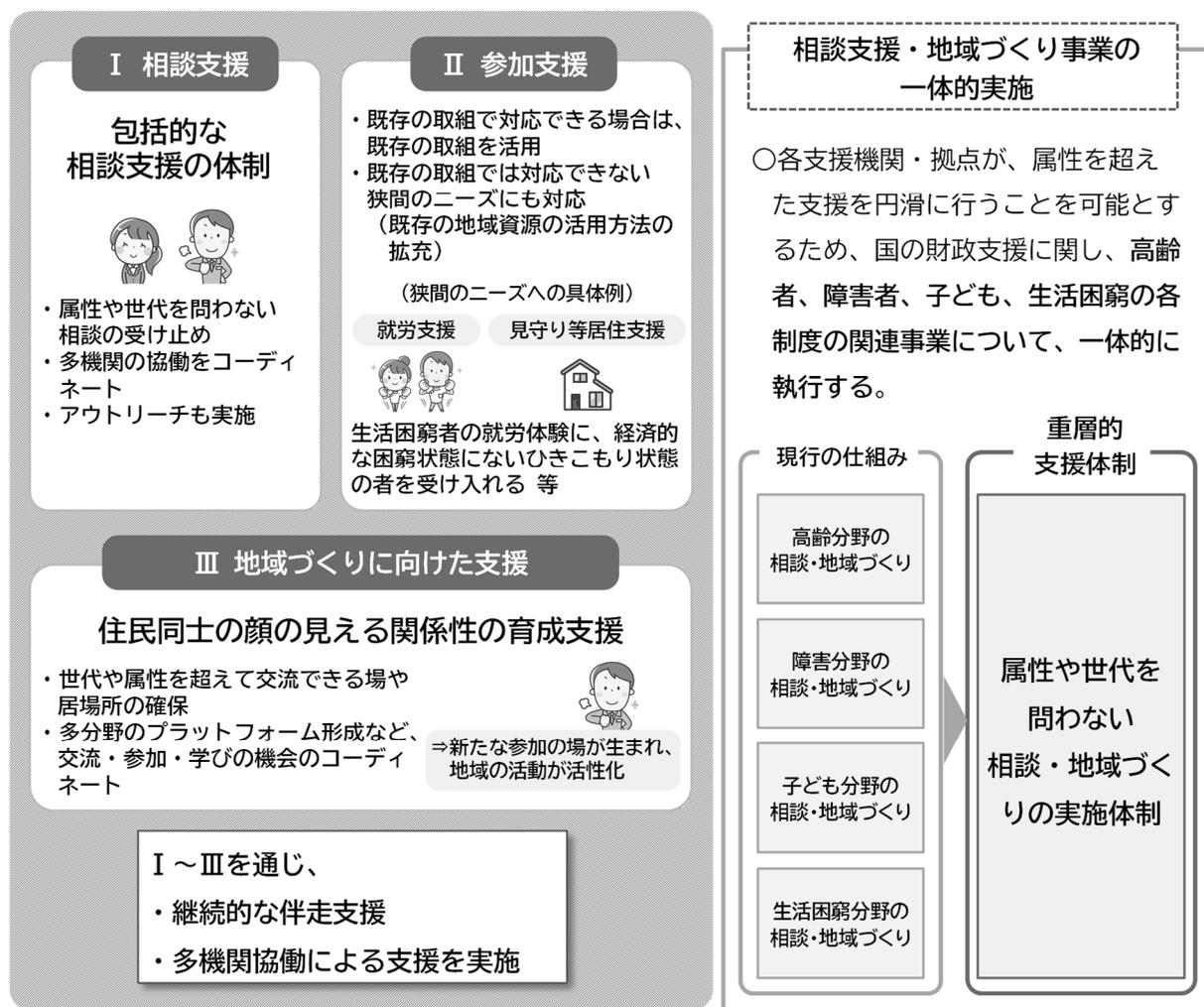
○ 重層的支援体制の整備

令和2年6月の社会福祉法改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ^(※)等による継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

本市においては、「重層的支援体制整備事業」の実施に向けて、検討を続けています。今後、庁内関係課及び関係機関・各種団体等と連携し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制づくりを進めます。

【参考】

重層的支援体制整備事業の全体像



5. 成年後見制度について【成年後見制度利用促進基本計画】

(1) 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害等の人は、自らの財産を管理したり、様々な契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自らの判断でこれらを行うのが難しい場合があります。また、不利益な契約であっても契約を結んでしまう等、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。「法定後見制度」は、判断能力の程度等により「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、家庭裁判所によって親族や親族以外の第三者（法律・福祉の専門職、福祉関係の公益法人等）が成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）として選ばれます。「任意後見制度」は、十分な判断能力があるうちに、将来に備え自らが選んだ代理人に代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものを言います。

(2) 成年後見制度利用促進計画について

成年後見制度利用促進計画は、地域福祉計画等、関連する計画と一体的に策定される場合があり、成年後見制度の利用を必要とされる方が利用しやすい体制を整備していく必要があることから、今回の計画策定に際し、包含して策定することとしました。

なお、成年後見制度利用促進計画で設置が求められる権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて取り組むことが望ましい事項は次のとおりです。

権利擁護支援を図る場面	取り組む事項
成年後見制度の利用前	<ul style="list-style-type: none">・地域包括支援センター^(※)が行う相談支援や障害者相談支援事業者等との連携を中心とした支援を受け止めるためのネットワーク構築・権利擁護に関する制度・相談窓口等の周知・広報・利用支援・必要な見守り体制や他の支援へのつなぎ
成年後見制度の申立の準備から後見人の選任まで	<ul style="list-style-type: none">・成年後見市長申立を含めた制度の利用支援・司法や福祉の専門職をはじめとする支援者チームでの支援の構築
成年後見制度の利用開始後の場面	<ul style="list-style-type: none">・成年後見人等への報酬助成・利用者が尊厳のある生活を過ごせるよう、継続した支援を通じた支援者ネットワーク構築や調整

6. 再犯防止の取組について【再犯防止推進計画】

(1) 再犯防止の取組とは

犯罪や非行をした者（以下「犯罪をした者等」という。）の中には、貧困や厳しい生育環境等、生きづらさや困難を抱える者が少なくありません。こうした生きづらさや困難を抱える犯罪をした者等に対して再犯を防止するためには、刑事司法の関係機関だけでは限界があるため、社会復帰後、地域社会で孤立させない支援を行う必要があります。

市における様々な活動や事業に犯罪をした者等の社会復帰を促進するという視点を反映させ、住民とともに安全・安心な地域づくりを進めていくことが再犯防止の取組の意義と言えます。

(2) 再犯防止推進計画について

再犯防止対策は、「地域福祉計画」における既存の各支援施策との関連性が非常に高いため、再犯防止の観点からも同計画に携わる関係課、関係機関と連携を図り、対象者の生活基盤の確立等に向けた既存の福祉・保健サービス等の各支援施策の有効利用と、加えて更生保護諸活動の地域への周知等を目指します。そこで、今回の「地域福祉計画」改定に際し、再犯防止施策としての側面も表明すべく包含策定としています。

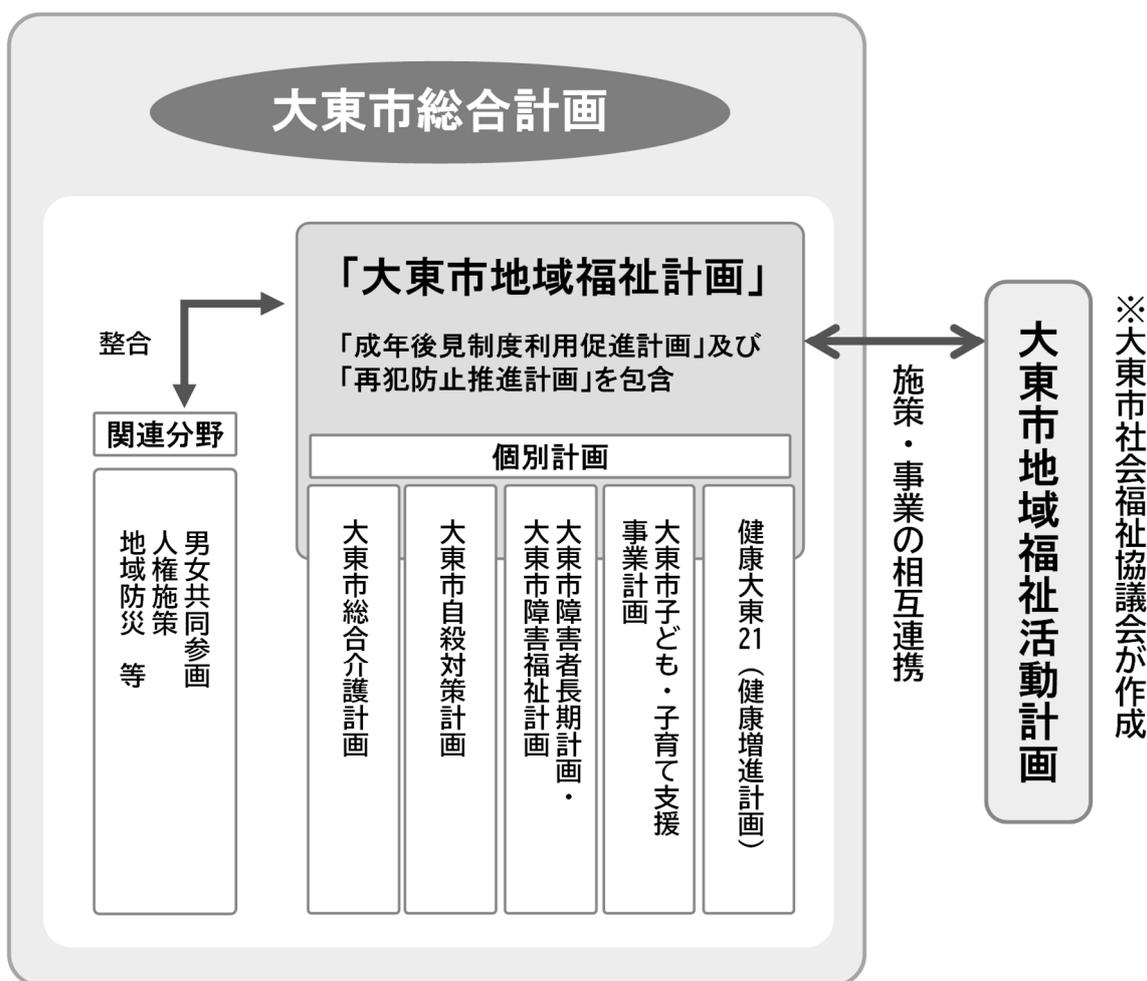
また、保護観察所や更生保護団体、刑期を終えた出所者等から相談があれば、それぞれのケースに合った既存の支援施策に速やかに繋げ、また、国や府の動向に注視し、支援施策の拡充を図っていきたいと考えています。

7. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、総合計画等の最上位計画がめざす将来像や基本理念の達成に向けた“福祉面のまちづくり計画”であり、福祉に関する分野別計画（高齢者、子ども、障害者等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連計画の上位計画として位置づけます。

なお、「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画ですが、実効性の観点から、成年後見制度利用促進法第14条に規定する「成年後見制度利用促進計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「再犯防止推進計画」を包含して一体的に策定します。



(2) 計画の期間

本計画について、計画期間を令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

計画期間中においては、取組状況を定期的に点検・精査するとともに、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて修正を行うこととします。

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
総合計画	第5次計画 ※令和3年度(2021)から令和12年度(2030)までの10年間					
地域福祉計画	第5期計画					
障害者長期計画	第4次計画		第5次計画 ※令和17年度(2035)までの10年間			
障害福祉計画	第7期計画			第8期計画		
総合介護計画	第9期計画			第10期計画		
子ども・子育て 支援事業計画	第2期 計画	第3期計画				
自殺対策計画	第1期計画					
健康増進計画	第2次 計画	第3次計画				

(注) 健康増進計画と自殺対策計画は、令和7年度より一体的な計画として12年間の計画を策定する予定です。

8. 本計画とSDGsとの関係

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。日本でも積極的に取り組まれており、本市においてもSDGsの理念にそくした取組を推進しています。

《本計画と特に関係が深いSDGs》



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる状態や立場の人の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



11. 住み続けられるまちづくりを

あらゆる状態や立場の人を受け入れるとともに、安全かつ強靱で持続可能な地域社会を実現する。



16. 平和と公正をすべての人に

すべての人に司法や公的制度へのアクセスを提供し、あらゆる状態や立場の人を受け入れられる平和で公正な社会を実現する。

9. 計画の評価

本計画の推進にあたっては、行政が主体となって、地域住民、地域活動団体、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等と常日頃から連携して取り組みます。

また、本計画の取組状況と施策・事業の進捗管理については、点検・評価を実施し、施策・事業の見直し・改善につなげます。

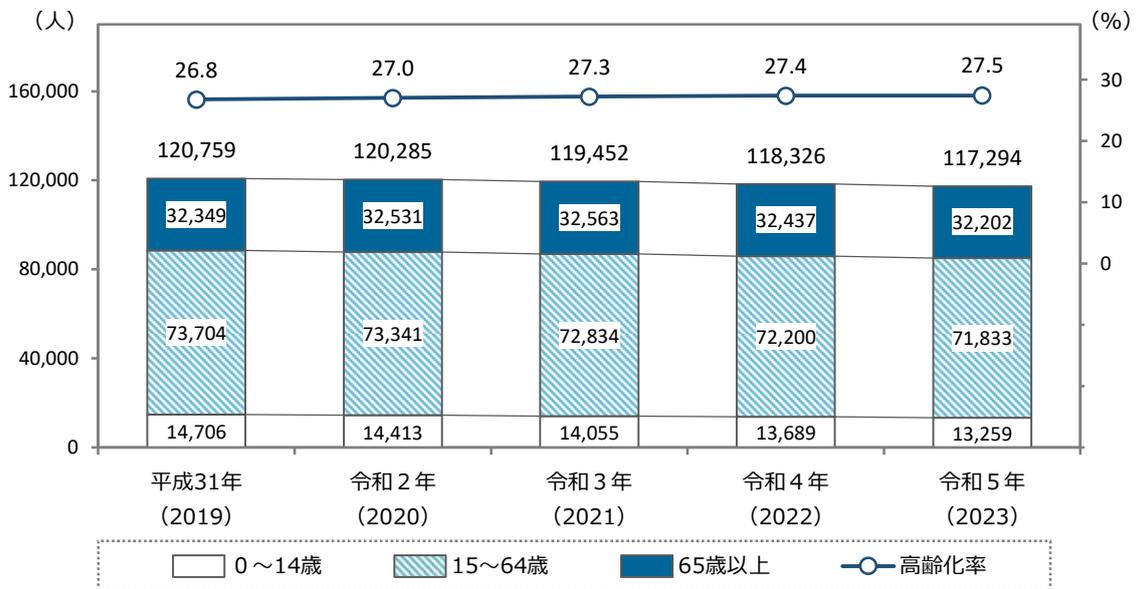
第2章 現状と課題

1. 市の現状

(1) 人口の推移

近年、市の総人口は減少で推移しており、令和5年1月1日時点で117,294人となっています。また、高齢化率は令和5年1月1日時点で27.5%となっています。

■人口の推移



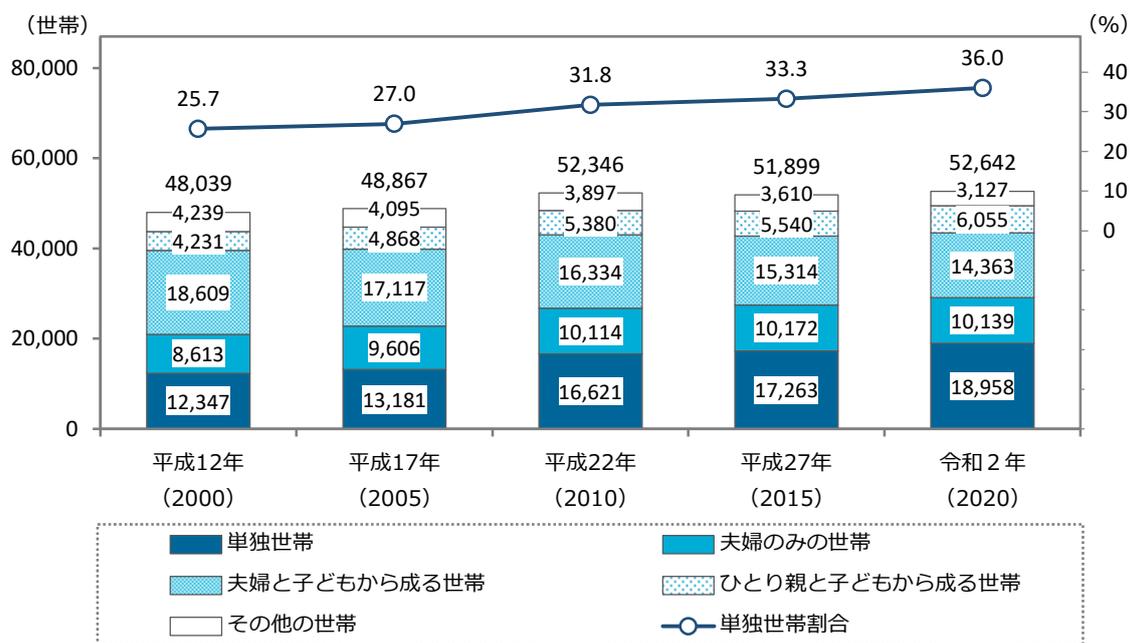
資料：総務省「住民基本台帳」各年1月1日時点

(2) 世帯の状況

市の一般世帯数（施設等に暮らす世帯以外の世帯）について、平成22年以降は横ばいですが、単独世帯は増加で推移しており令和2年時点で36.0%となっています。

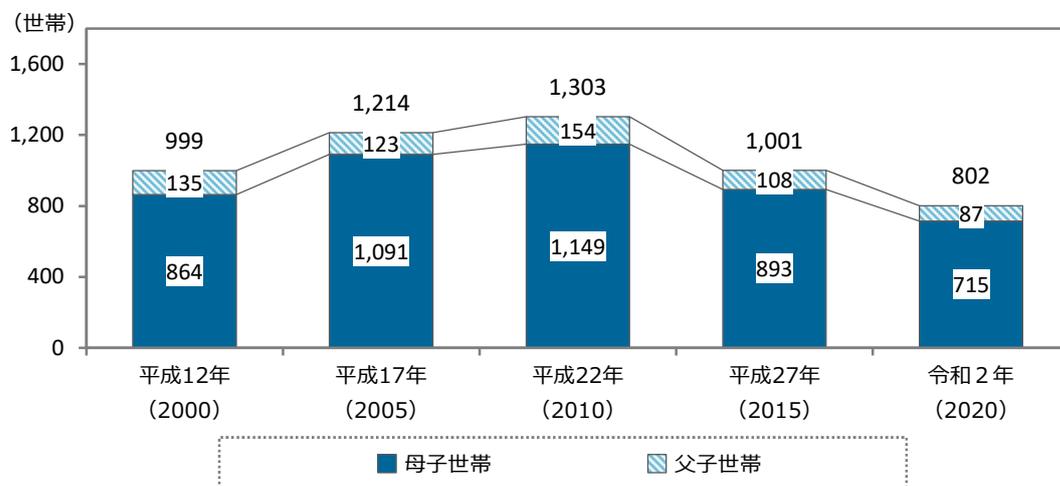
また、いわゆる「ひとり親世帯」（20歳未満の子どもがいる父子・母子世帯）は、平成22年をピークに減少傾向にあります。

■家族類型別一般世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」

■父子・母子世帯の推移



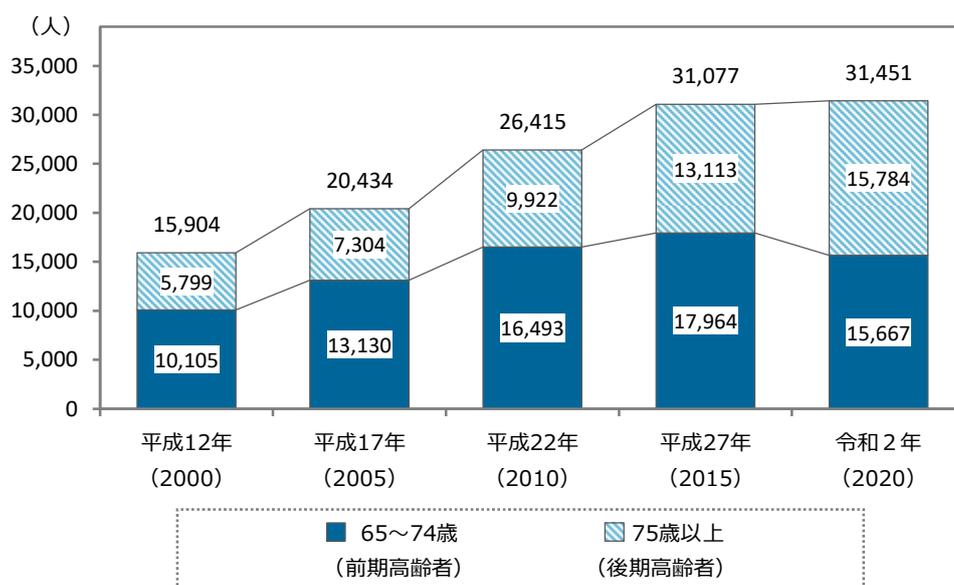
資料：総務省「国勢調査」

(3) 高齢者の状況

市の高齢者数は、平成27年から令和2年は微増となりましたが、後期高齢者数は増加しています。

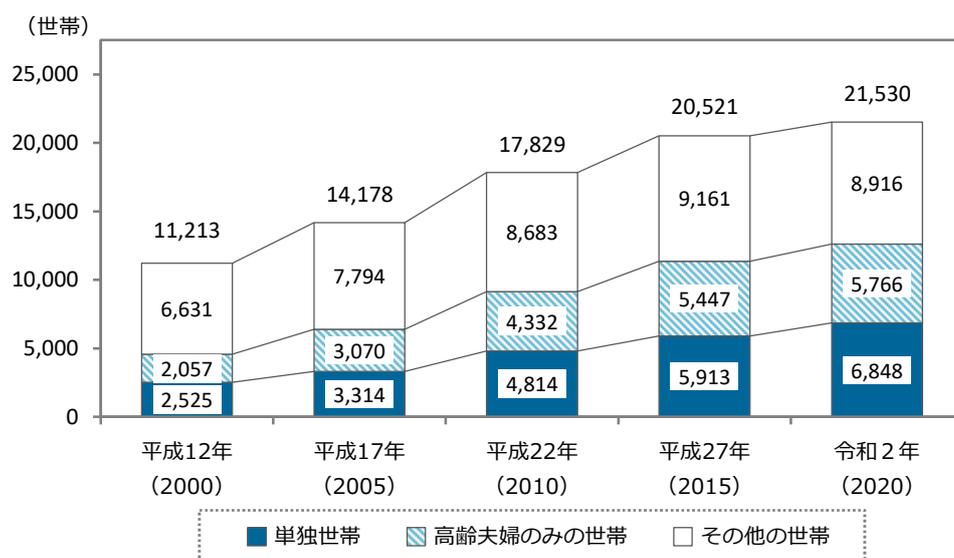
また、高齢者のいる世帯については「単独世帯（高齢者ひとり暮らし）」及び「高齢夫婦のみの世帯（夫婦とも65歳以上の世帯）」数が増加しています。

■高齢者数の推移



資料：総務省「国勢調査」

■高齢者のいる世帯の推移

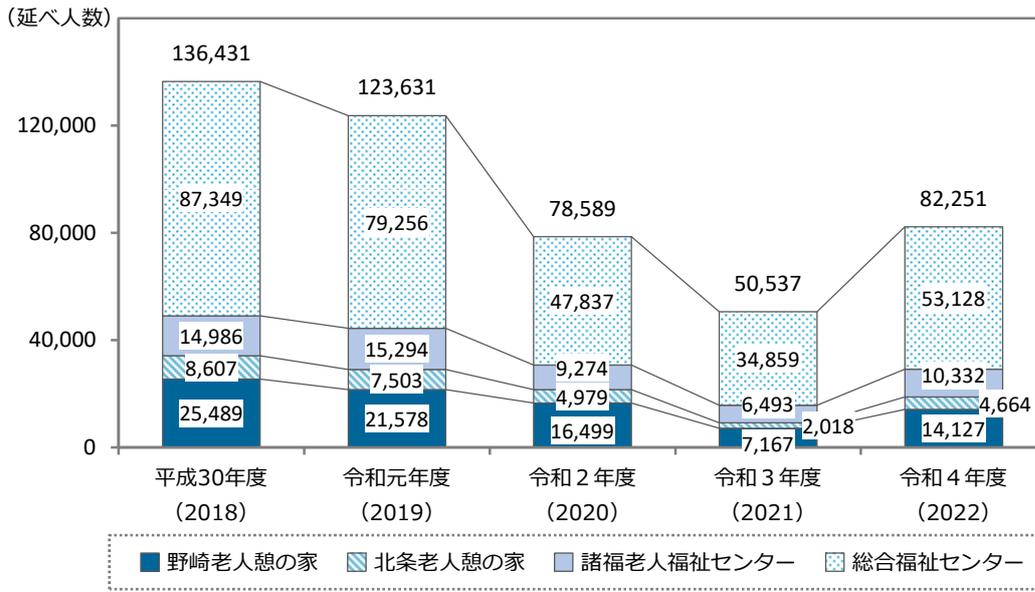


資料：総務省「国勢調査」

老人福祉施設利用者数の推移を見ると、コロナ禍により令和2～3年度は減少しましたが、令和4年度は令和2年度並みに利用者数が戻ってきています。

また、高齢者等の安全・安心に寄与する「SOSカード」の登録者数は、高齢者数が横ばいから減少していることに伴って、横ばいから減少傾向にあります。

■老人福祉施設利用者数の推移



■SOSカード登録者数の推移

(人)

年度	登録者数	65歳以上高齢者数
平成30 (2018)	7,923	32,418
令和元 (2019)	8,027	32,573
令和2 (2020)	7,523	32,553
令和3 (2021)	7,856	32,393
令和4 (2022)	7,817	32,146

※登録者数は各年2月1日基準日、65歳以上高齢者数は各年4月1日基準日

資料：大東市

【地域SOSカード登録システム】とは？

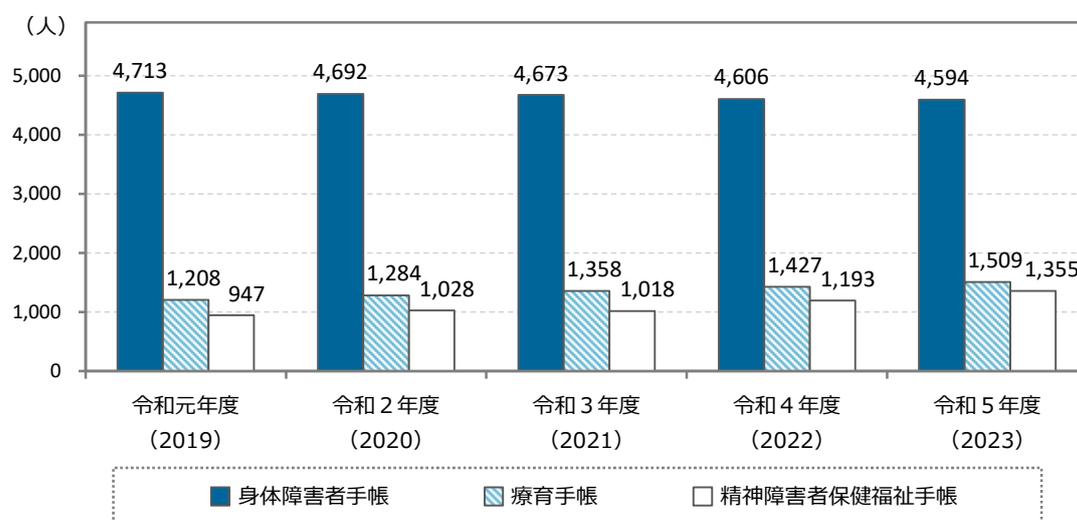
見守りに必要な情報を共有化するため、援護や支援を必要とする高齢者等に、緊急連絡先や主治医、関係しているサービス機関等、緊急時に必要な情報をカードに記入し登録してもらいものです。このカードを、本人・地域の見守り機関・市がそれぞれ保管し、日常的な安否確認や見守り、非常事態などに役立っています。

(4) 障害者の状況

市の障害者手帳所持者数について、手帳別に見ると、身体障害者手帳所持者は減少傾向、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しています。

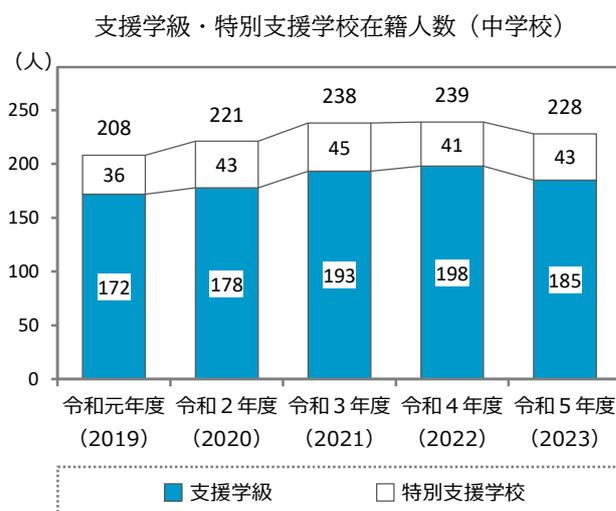
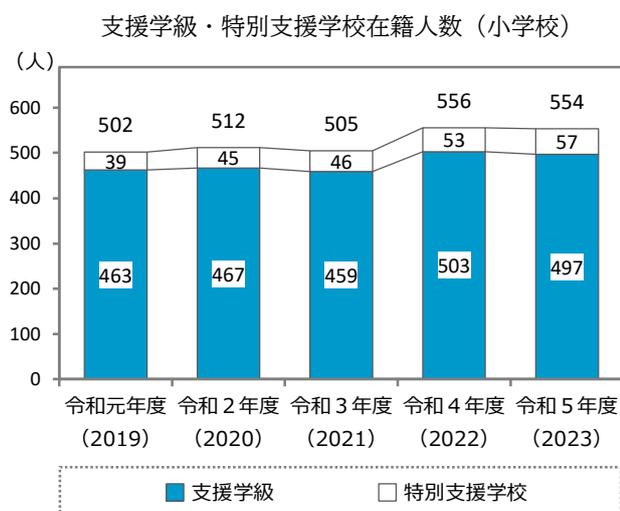
また、支援学級・特別支援学級の状況について、合計の在籍者数を見ると、小学校は令和4年度に増加しましたが、中学校は令和4年度までは増加し令和5年度は減少しました。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：大東市（各年度4月1日時点）

■支援学級・特別支援学校の状況

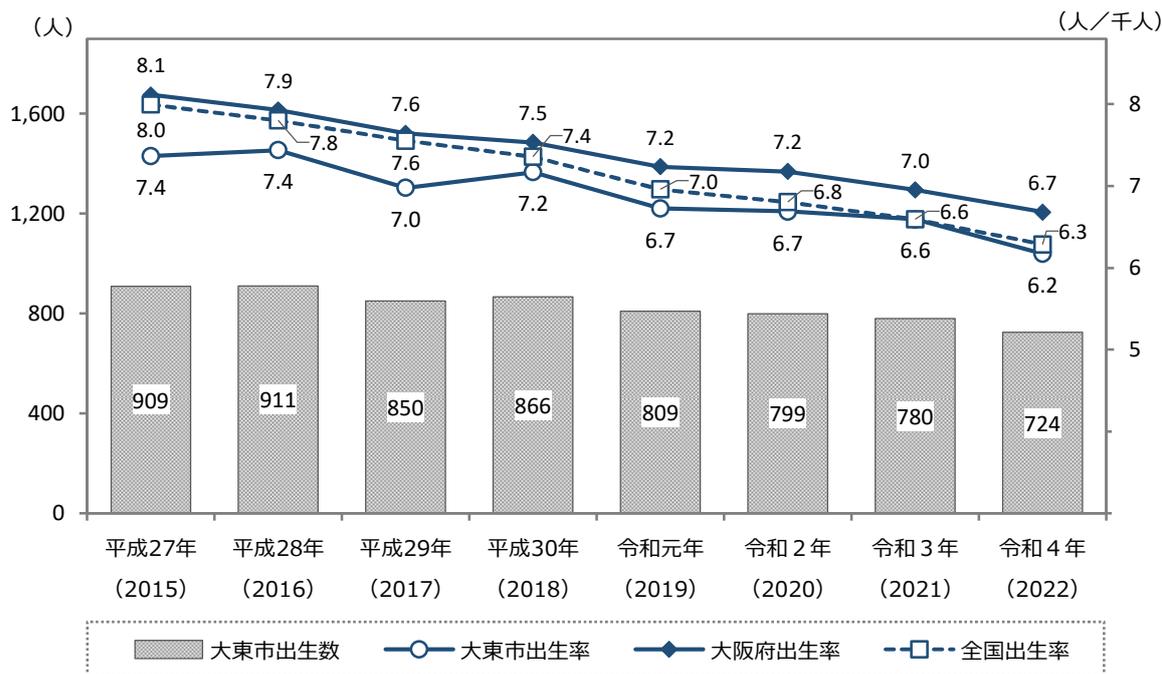


資料：大東市（各年度5月1日時点）

(5) 子どもの状況

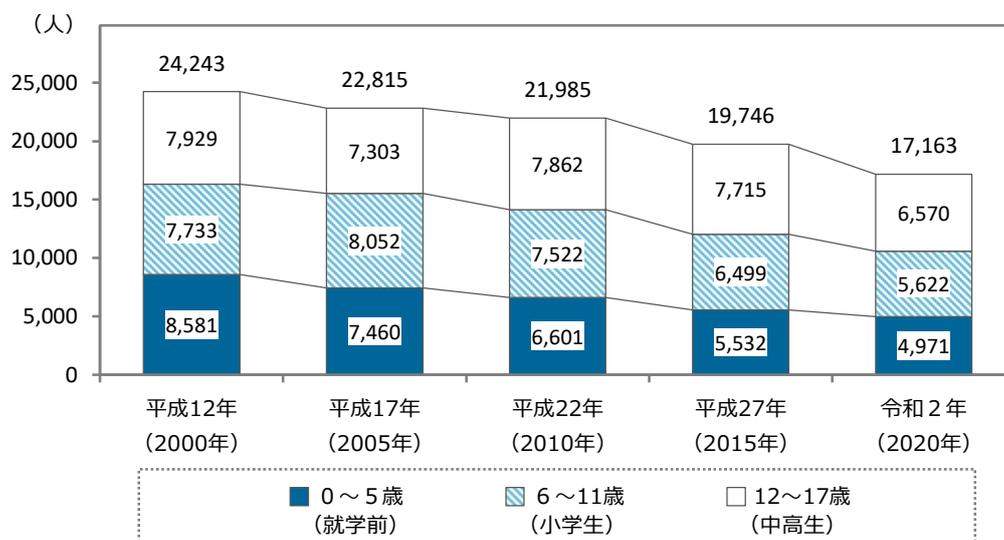
市の出生率は、全国及び府と比較してやや低い位置で推移しており、出生数は、令和4年で724人となっています。また、市の子どもの人口は、令和2年では20年前の平成12年と比べて、およそ30%減少しています。

■出生数・出生率の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

■子どもの人口の推移

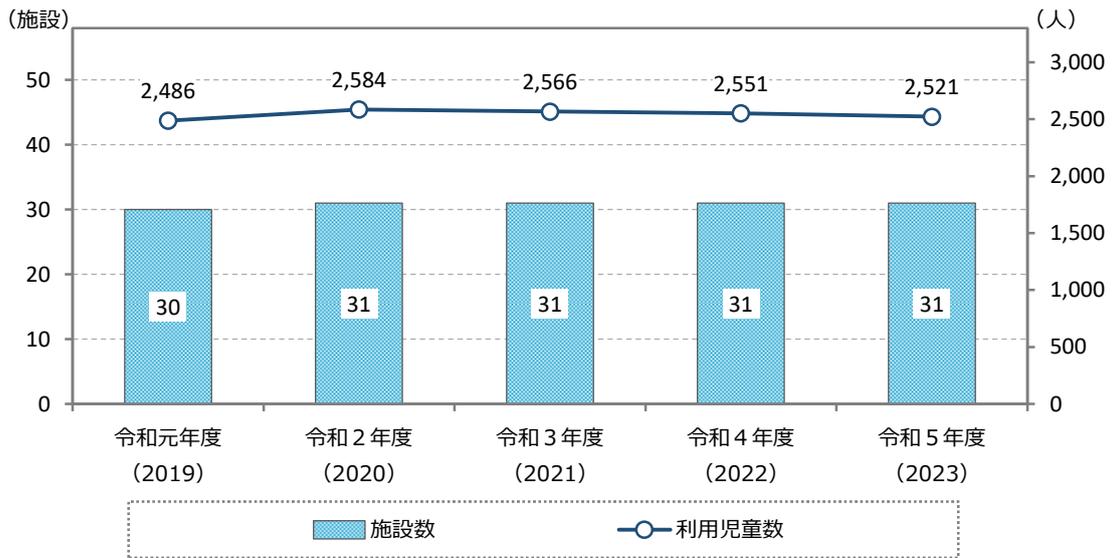


資料：総務省「国勢調査」

保育所・認定こども園・地域型保育の施設数は令和2年度以降変更はなく、利用児童数は令和2年度以降やや減少で推移しているものの、保育需要は依然として高い状況です。

児童扶養手当（ひとり親世帯等の児童に支給される手当）の受給者数の総数は、近年は減少傾向にあります。

■保育所・認定こども園・地域型保育施設数・利用児童数



資料：大東市

■児童扶養手当受給者数の推移

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
母子家庭	1,127	1,128	1,102	1,089	1,061
父子家庭	56	54	54	48	50
養育者	11	11	10	10	9
計	1,194	1,193	1,166	1,147	1,120

資料：大東市

(6) 生活保護等の状況

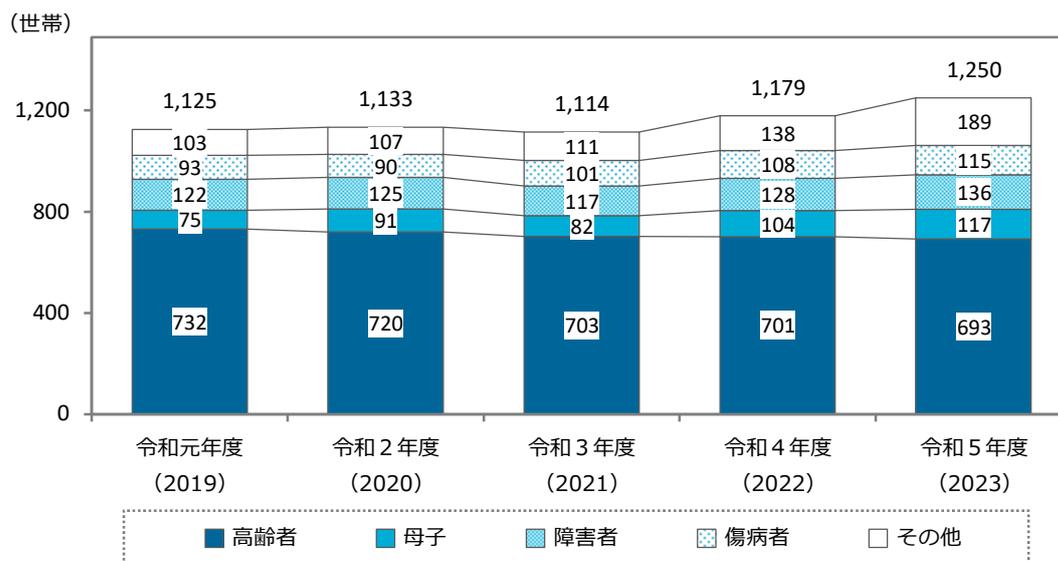
市の生活保護受給者数及び世帯数の総数は、令和3年度までは横ばいでしたが、令和4年度以降は増加しています。

■生活保護受給者数の推移

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
生活扶助	1,044	1,061	1,026	1,102	1,158
教育扶助	54	66	47	51	51
住宅扶助	1,027	1,033	1,014	1,083	1,134
医療扶助	1,059	1,064	1,026	1,103	1,154
介護扶助	267	262	279	290	283
葬祭扶助	2	1	2	3	0
生業扶助	12	2	8	6	7
その他の扶助	0	0	0	1	0
総数	3,465	3,489	3,402	3,639	3,787

資料：大東市（各年度4月1日現在）

■生活保護受給者世帯数の推移



資料：大東市（各年度4月1日現在）

2. アンケート結果から見る住民意識

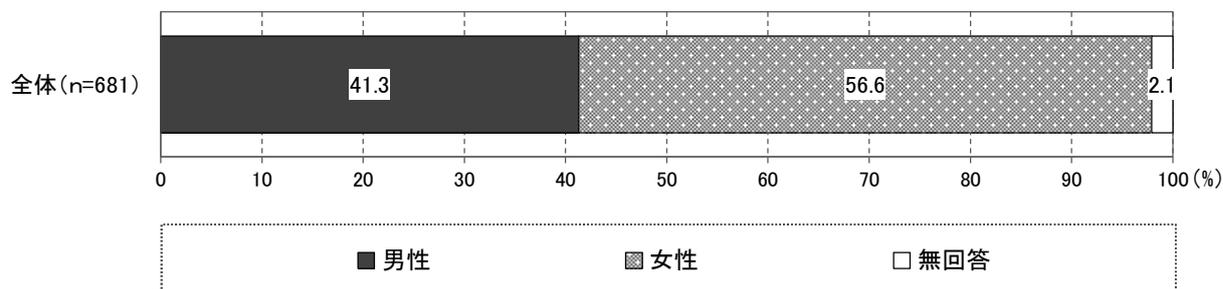
(1) 「市民意識調査」の結果概要

- 調査対象 18歳以上の市民
- 調査方法 配布：郵送 回収：郵送またはWEB回答
- 調査期間 令和5年8月25日～9月8日

配布数	2,000票
回収数	681票
回収率	34.1%

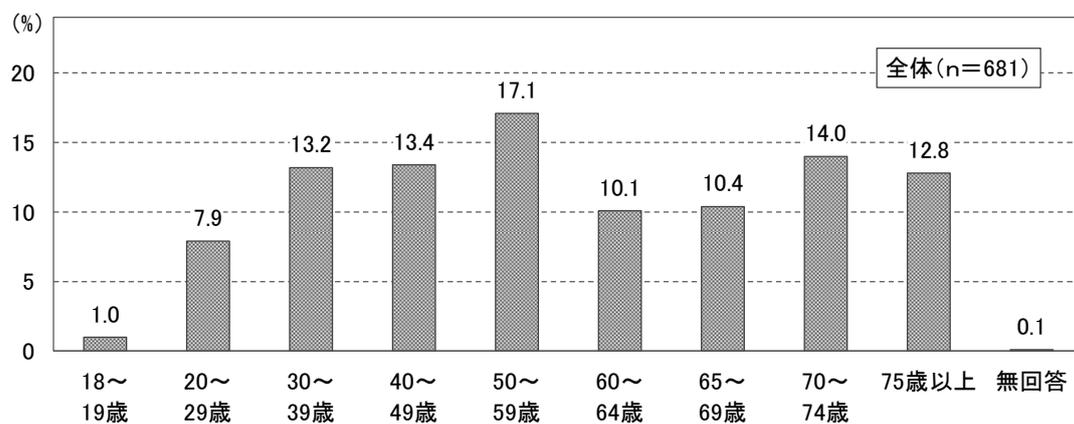
■回答者の性別

「男性」が41.3%、「女性」が56.6%となっています。



■回答者の年齢

「50～59歳」が17.1%と最も高く、次いで、「70～74歳」(14.0%)、「40～49歳」(13.4%)の順となっています。

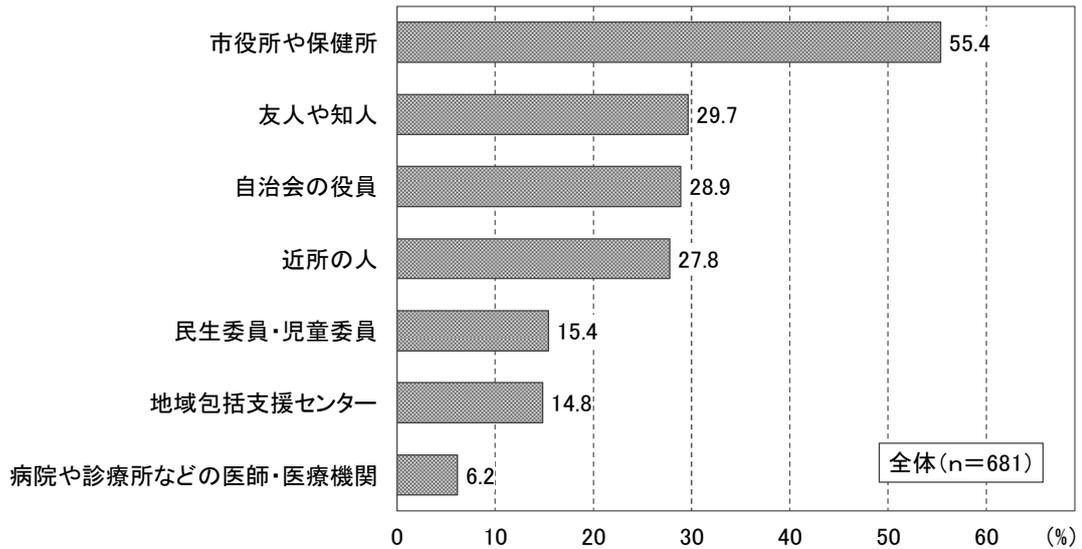


質問内容

近所の人から助けを求める相談を受けた時、あなたは家族以外、どこに相談しますか。(複数回答可) ※グラフは上位7番目まで

「市役所や保健所」が55.4%と最も高く、次いで、「友人や知人」(29.7%)、「自治会の役員」(28.9%)の順となっています。

相談先として市役所や保健所の割合が最も高いことから、行政機関による相談支援体制のさらなる充実が求められます。

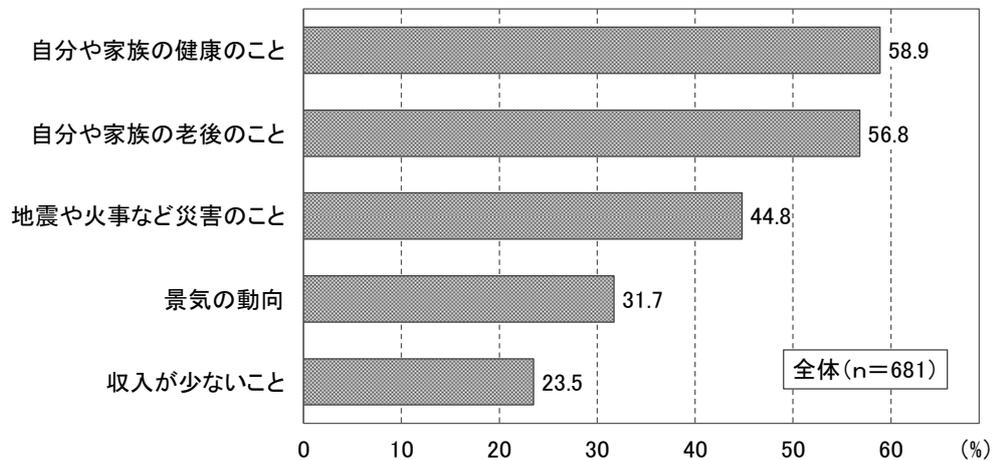


質問内容

あなたは、日頃の生活でどのようなことに悩みや不安を感じていますか。(複数回答可) ※グラフは上位5番目まで

「自分や家族の健康のこと」が58.9%と最も高く、次いで、「自分や家族の老後のこと」(56.8%)、「地震や火事など災害のこと」(44.8%)の順となっています。

健康面や老後のことを悩んだり不安に思ったりする割合が高いことから、生涯にわたる健康面でのサポートや高齢者福祉施策の充実が求められます。

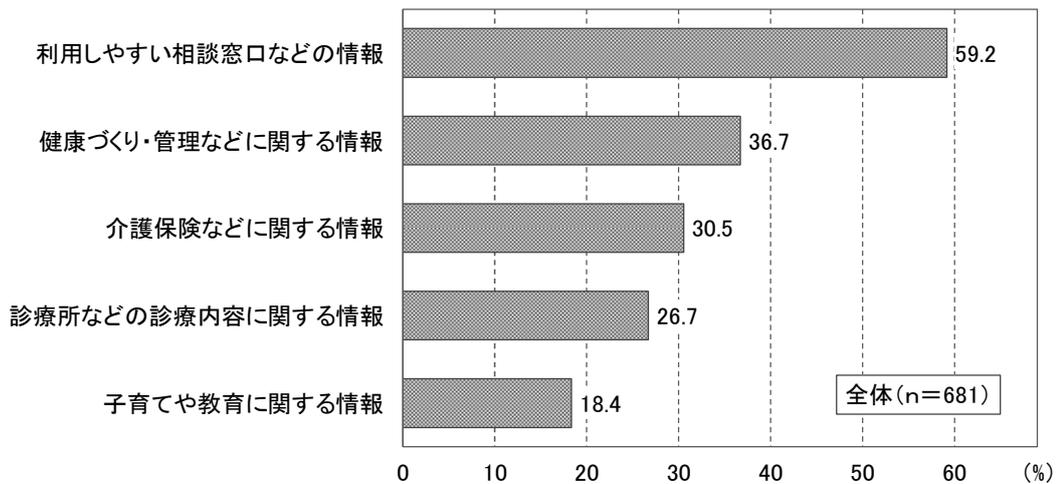


質問内容

あなたは、福祉に関してどのような情報を得たいですか。(複数回答可)
※グラフは上位5番目まで

「利用しやすい相談窓口などの情報」が59.2%と最も高く、次いで、「健康づくり・管理などに関する情報」(36.7%)、「介護保険などに関する情報」(30.5%)の順となっています。

得たい情報として相談窓口の割合が最も高いことから、広報紙やホームページ等の各種媒体により、市民が相談したいと思ったときにどこが相談先か分かるよう周知していく必要があります。

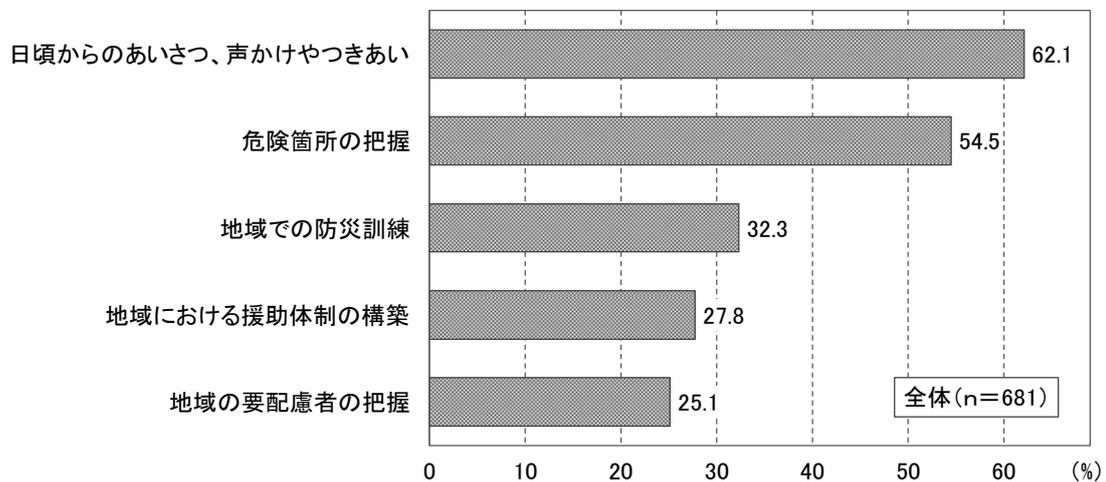


質問内容

あなたの住む地域における災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。(複数回答可) ※グラフは上位5番目まで

「日頃からのあいさつ、声かけやつきあい」が62.1%と最も高く、次いで、「危険箇所の把握」(54.5%)、「地域での防災訓練」(32.3%)の順となっています。

災害時の備えとして、地域住民同士の繋がりの割合が最も高いことから、地域福祉活動を通じて助け合いや支え合いによる災害時の体制づくりを進める必要があります。

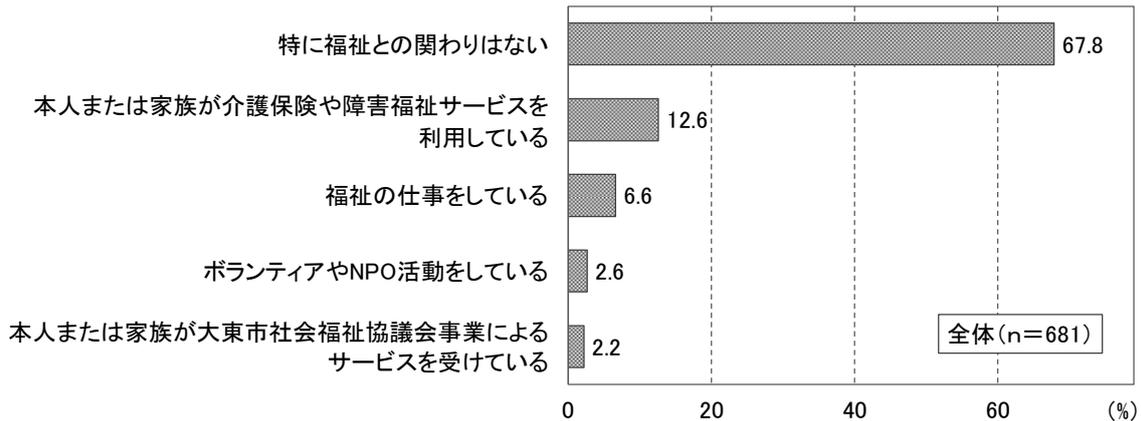


質問内容

現在、あなたと福祉との関わりは、次のどれにあてはまりますか。
(複数回答可) ※グラフは上位5番目まで

「特に福祉との関わりはない」が67.8%と最も高くなっていますが、関わりのあることで見ると、「本人または家族が介護保険や障害福祉サービスを利用している」(12.6%)、「福祉の仕事をしている」(6.6%)の順となっています。

福祉について関わりがない方が7割程度であることから、周囲で行われている様々な福祉活動について興味や関心を持っていただけるよう情報発信に努める必要があります。

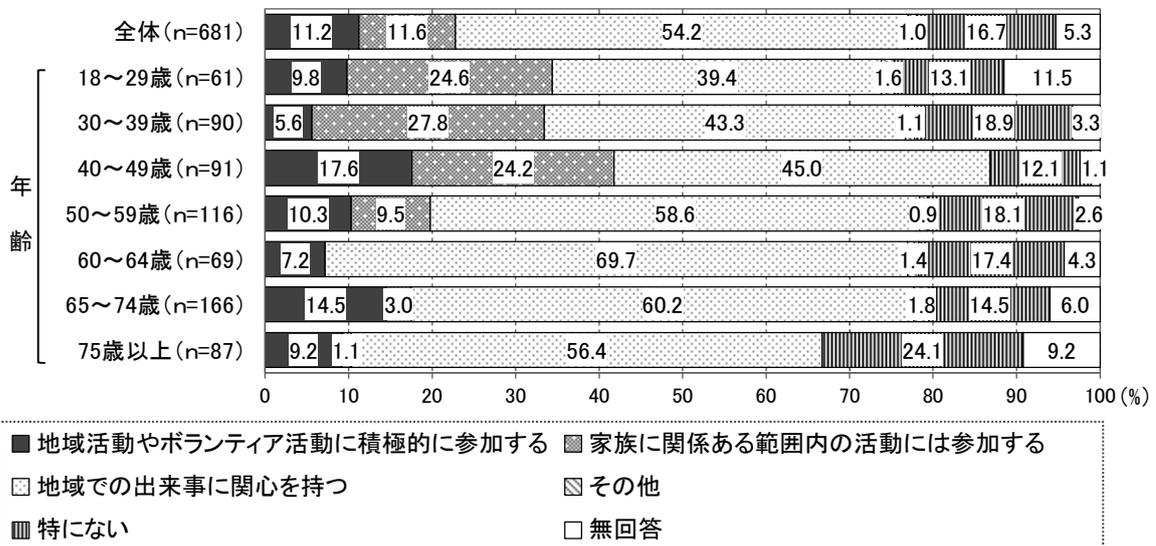


質問内容

私たち一人ひとりが安心して地域の中で生活していくために、住民のひとりとしてあなたにできることはどんなことがあるとお考えですか。

全体では、「地域での出来事に関心を持つ」が54.2%と最も高く、次いで、「特にない」(16.7%)、「家族に関係ある範囲内の活動には参加する」(11.6%)の順となっています。

年齢別で見ると、他の年齢層と比べて、18～49歳までの方は「家族に関係ある範囲内の活動には参加する」の割合が高く、また40代と65～74歳の方は「地域活動やボランティア活動に積極的に参加する」の割合が高いことから、これらの結果を踏まえ、地域活動やボランティア活動等に関わることができるきっかけづくりを進める必要があります。

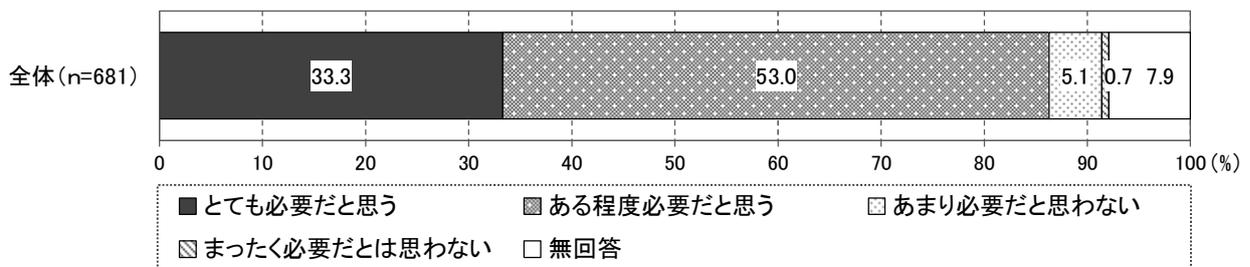


質問内容

誰もが住みよい大東市を築くため、包括的な支援体制の構築を進めることをめざして、「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた取り組みを行う予定です。あなたはこの体制整備についてどのように感じますか。

「ある程度必要だと思う」が53.0%と最も高く、次いで、「とても必要だと思う」(33.3%)、「あまり必要だと思わない」(5.1%)の順となっています。

市民のニーズを踏まえ、市として包括的な支援体制の構築を進めていく必要があります。



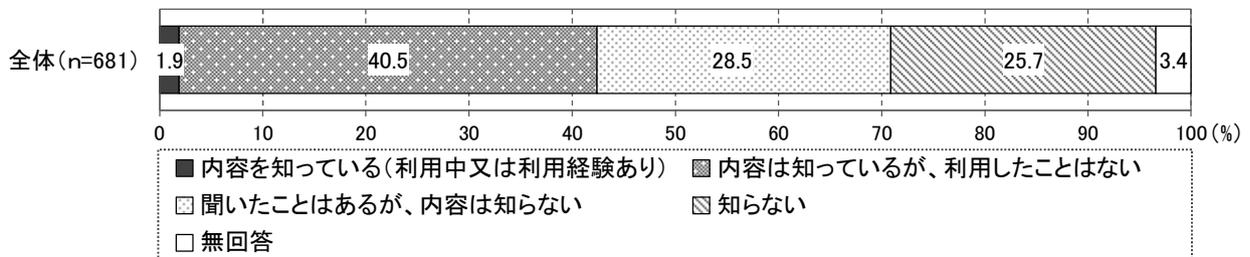
質問内容

次の制度や施策をご存じですか。

成年後見制度の認知度

「内容は知っているが、利用したことはない」が40.5%と最も高く、次いで、「聞いたことはあるが、内容は知らない」(28.5%)、「知らない」(25.7%)の順となっています。

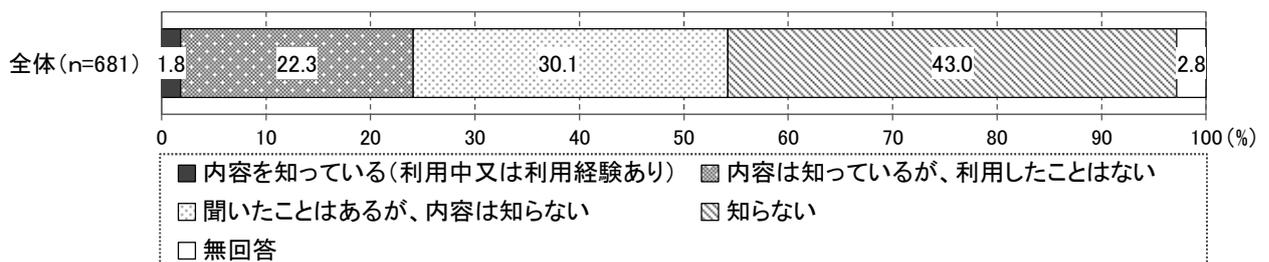
「内容を知らない」または「知らない」方の合計の割合が半数を超えているため、成年後見制度に関する周知に努める必要があります。



日常生活自立支援制度の認知度

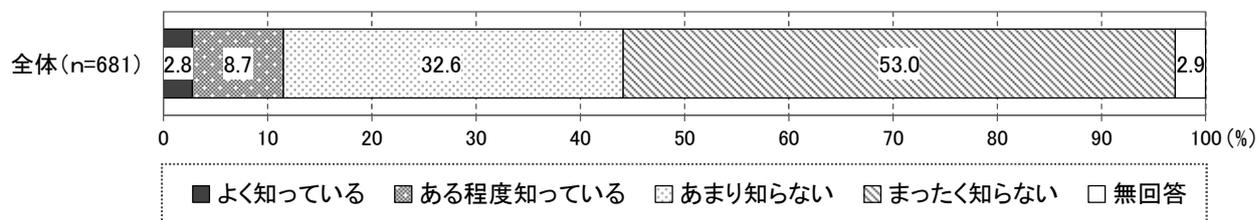
「知らない」が43.0%と最も高く、次いで、「聞いたことはあるが、内容は知らない」(30.1%)、「内容は知っているが、利用したことはない」(22.3%)の順となっています。

利用を必要とする方がスムーズに利用できるよう、日常生活自立支援制度に関する周知に努める必要があります。



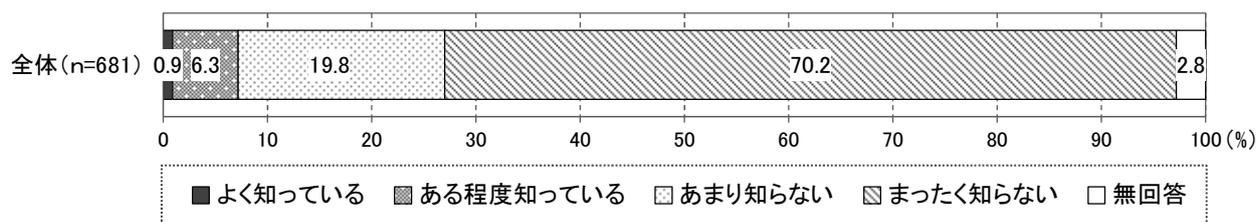
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の認知度

「よく知っている」と「ある程度知っている」の合計割合が11.5%となっています。
市内7か所に設置されている「安心・いきいきネット相談支援センター」に配置されているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割と活動内容等について周知する必要があります。



お茶のみ休憩所の認知度

「よく知っている」と「ある程度知っている」の合計割合が7.2%となっています。
大東市社会福祉協議会が運営を協力している市内7か所のお茶のみ休憩所について周知する必要があります。

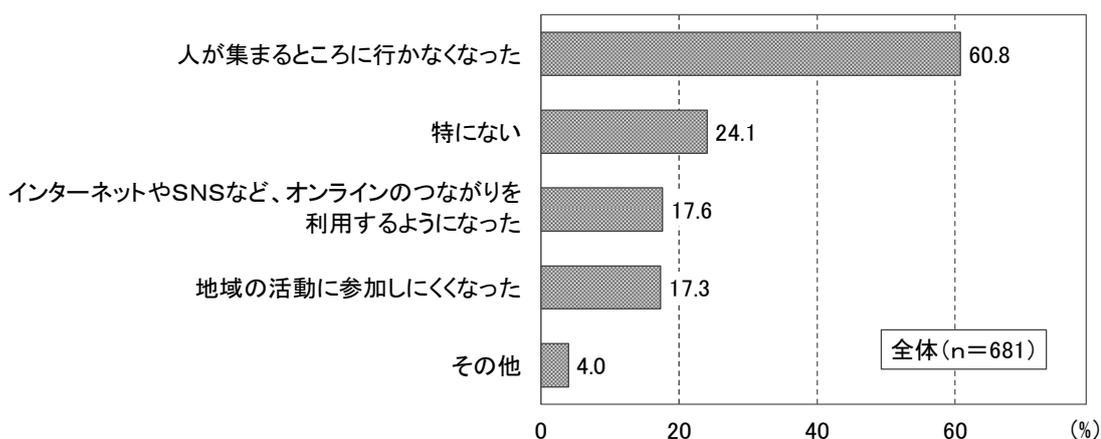


質問内容

新型コロナウイルスの流行により、あなたの行動に変化はありましたか。
(複数回答可) ※グラフは上位5番目まで

「人が集まるところに行かなくなった」が60.8%と最も高く、次いで、「特にない」(24.1%)、「インターネットやSNSなど、オンラインのつながりを利用するようになった」(17.6%)の順となっています。

コロナ禍を経て日常が戻りつつありますが、今後の感染拡大にも気をつけながら、コロナ前の日常生活の状態に戻れるよう、地域における諸活動を再開していく必要があります。

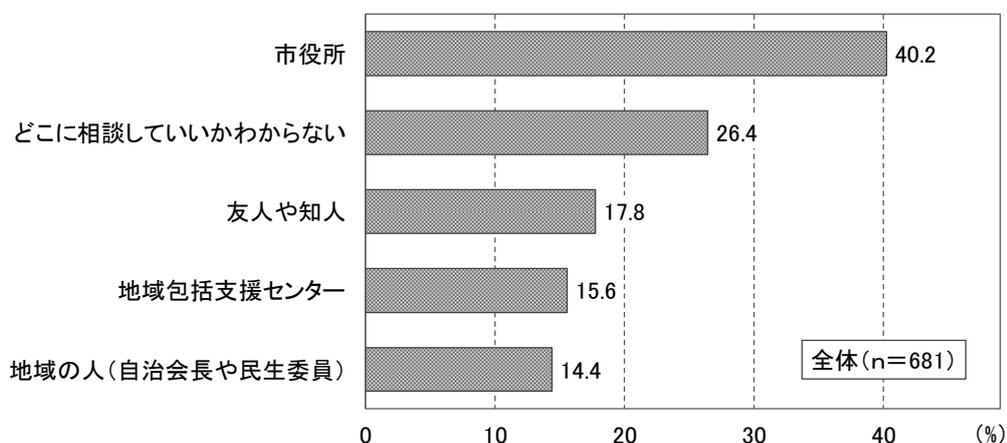


質問内容

「8050 問題」について、あなたが見聞きした場合、どこに相談しますか。
(複数回答可) ※グラフは上位5番目まで

「どこに相談していいかわからない」が26.4%と高くなっていますが、具体的な相談先で見ると、「市役所」が40.2%と最も高く、次いで、「友人や知人」(17.8%)、「地域包括支援センター」(15.6%)の順となっています。

市役所の割合が最も高くなっていますが、どこに相談していいかわからないという方の割合も高いことから、相談支援に関する機関や窓口の周知に努める必要があります。

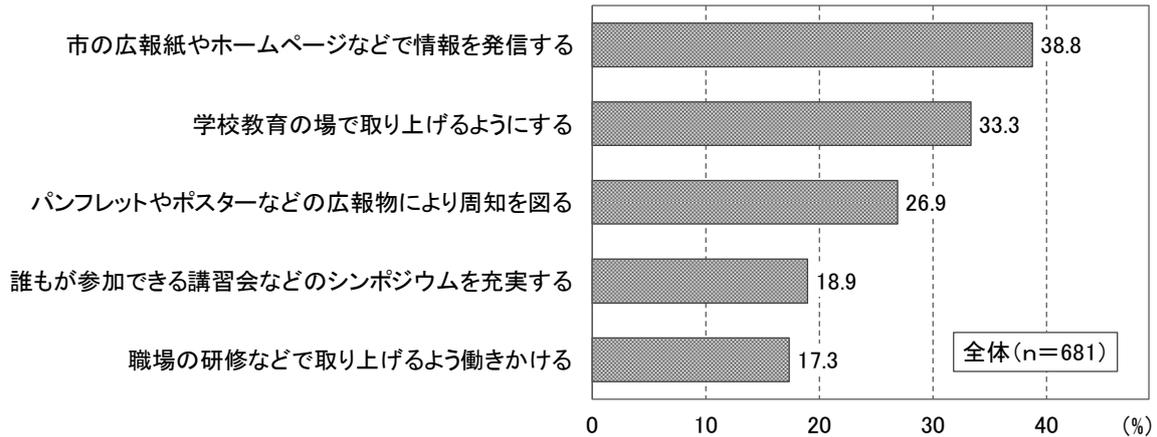


質問内容

あなたは、再犯防止に関して、広く住民の理解や関心を深めるためには、市は何をするべきだと思いますか。（複数回答可）※グラフは上位5番目まで

「市の広報紙やホームページなどで情報を発信する」が38.8%と最も高く、次いで、「学校教育の場で取り上げるようにする」(33.3%)、「パンフレットやポスターなどの広報物により周知を図る」(26.9%)の順となっています。

各種媒体による情報発信や学校における教育が有効と考える市民の割合が高いことから、結果を踏まえ、施策を展開する必要があります。

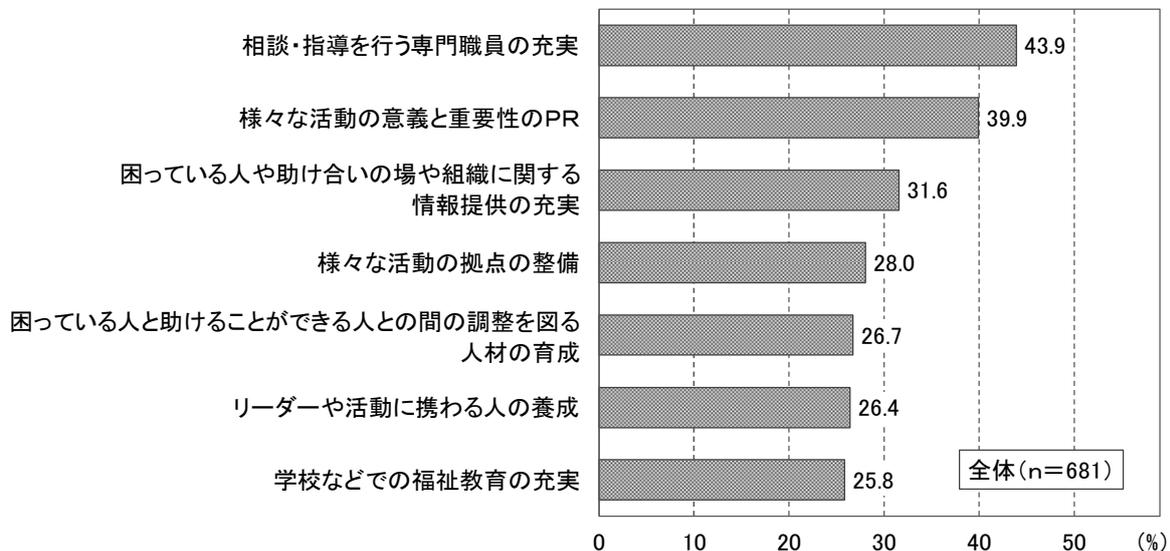


質問内容

地域福祉を推進するため、地域活動を活発化するとともに、地域のニーズに対応したサービスの提供や施策の展開が求められますが、次の取組のうち重要だと思うものはどれですか。（複数回答可）※グラフは上位7番目まで

「相談・指導を行う専門職員の充実」が43.9%と最も高く、次いで、「様々な活動の意義と重要性のPR」(39.9%)、「困っている人や助け合いの場や組織に関する情報提供の充実」(31.6%)の順となっています。

効果的な専門職の配置や福祉活動に関する周知・PR等を行うことで、市民が地域福祉活動に関心を持ち、関わりを持つことができる環境の醸成を図る必要があります。



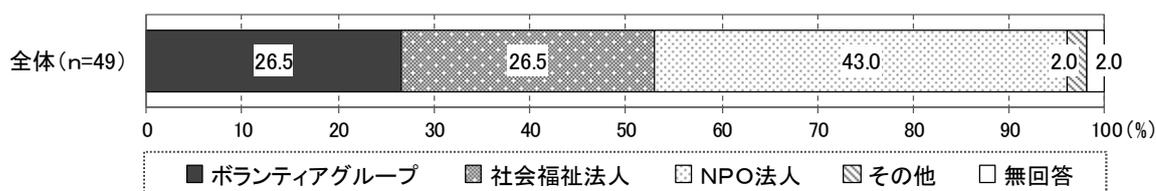
(2) 「事業者・団体等調査」の結果概要

- 調査対象 地域福祉分野等の活動に携わる事業者・団体等
- 調査方法 配布：郵送 回収：郵送またはWEB回答
- 調査期間 令和5年8月25日～9月8日

配布数	81票
回収数	49票
回収率	60.5%

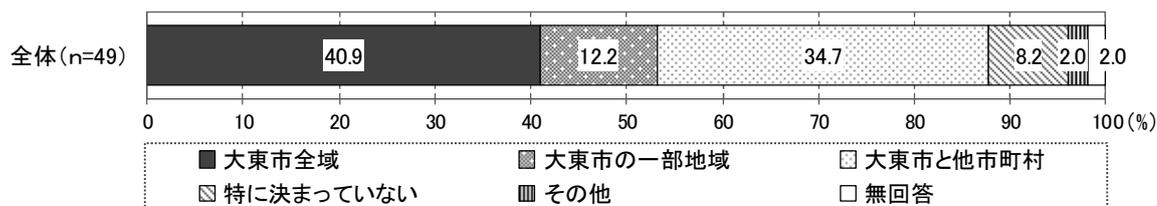
■組織形態

「NPO法人」が43.0%と最も高く、次いで、「ボランティアグループ」・「社会福祉法人」(26.5%で同率)、「その他」(2.0%)の順となっています。



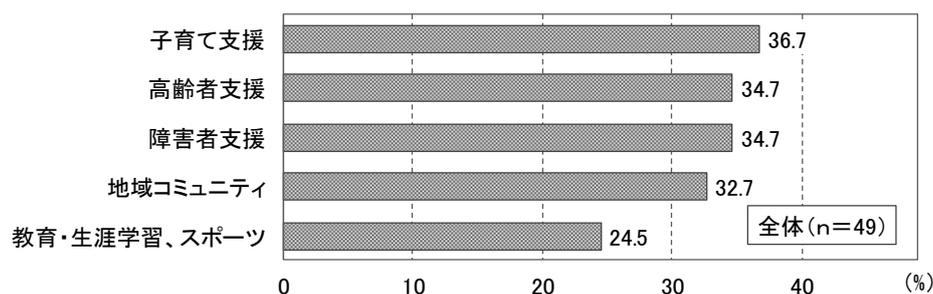
■活動範囲

「大東市全域」が40.9%と最も高く、次いで、「大東市と他市町村」(34.7%)、「大東市の一部地域」(12.2%)の順となっています。



■活動内容

「子育て支援」が36.7%と最も高く、次いで、「高齢者支援」・「障害者支援」(34.7%で同率)、「地域コミュニティ」(32.7%)の順となっています。

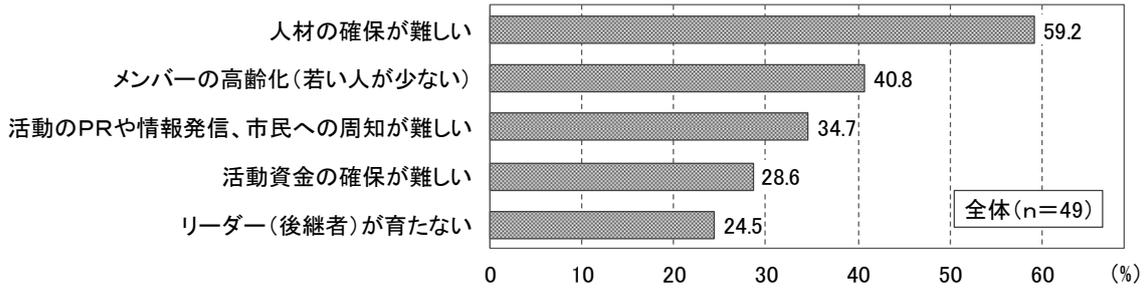


質問内容

活動や運営にあたって、課題となっていることはどのようなことですか。
(複数回答可) ※グラフは上位5番目まで

「人材の確保が難しい」が59.2%と最も高く、次いで、「メンバーの高齢化(若い人が少ない)」(40.8%)、「活動のPRや情報発信、市民への周知が難しい」(34.7%)の順となっています。

事業者や各種団体が引き続き有益な活動を行っていただけるよう、人材の確保や広報活動への支援をできる限り行っていく必要があります。



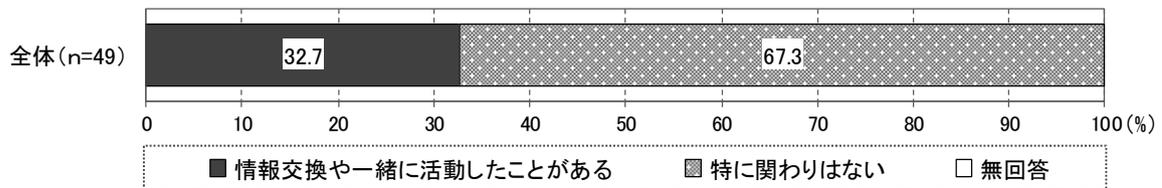
質問内容

次の団体との関わりの状況について教えてください。

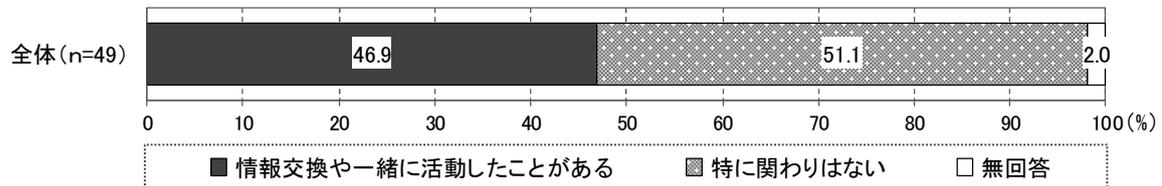
「情報交換や一緒に活動したことがある」では「民生委員・児童委員」は32.7%、「自治会」は46.9%、「ボランティア団体やNPO法人」は49.0%となっています。

コロナ禍を経て活動が低調になったり、メンバーが減ったという声も上がっていることから、各種団体同士が連携をとり、互いの強みを生かした活動の展開が求められます。

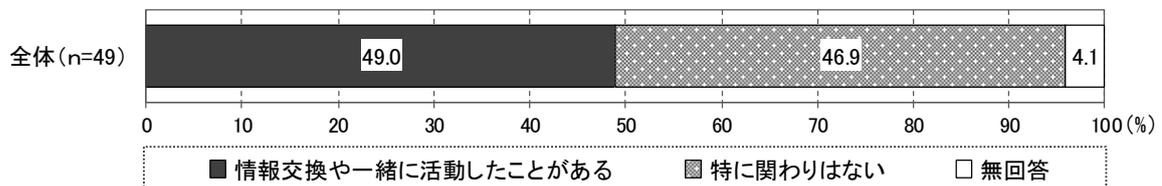
民生委員・児童委員との関わり



自治会との関わり



ボランティア団体やNPO法人との関わり

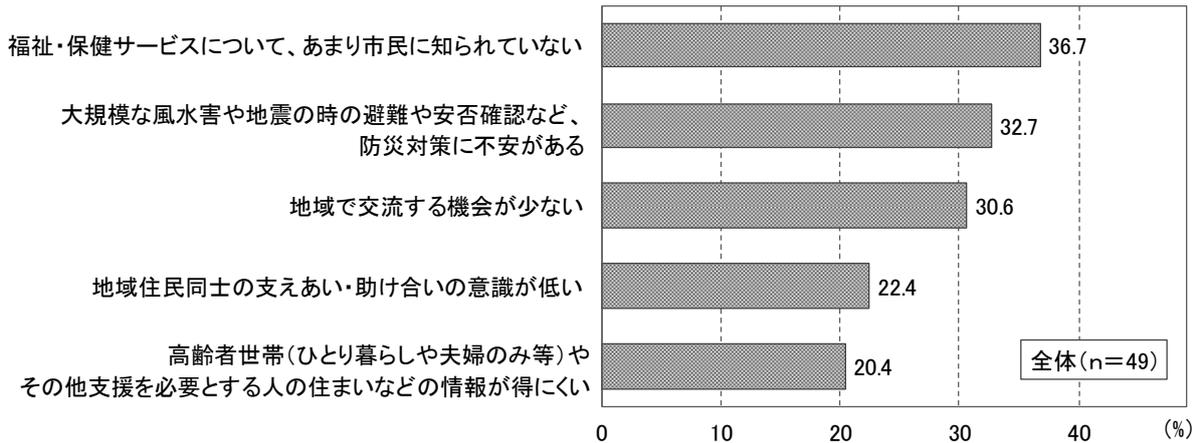


質問内容

活動している中で、次のような課題を感じていることがありますか。
(複数回答可) ※グラフは上位5番目まで

「福祉・保健サービスについて、あまり市民に知られていない」が36.7%と最も高く、次いで、「大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など、防災対策に不安がある」(32.7%)、「地域で交流する機会が少ない」(30.6%)の順となっています。

福祉・保健サービスの周知については、行政の支援を願う声が上がっていることから、広報紙等の各種媒体での周知を支援する必要があります。

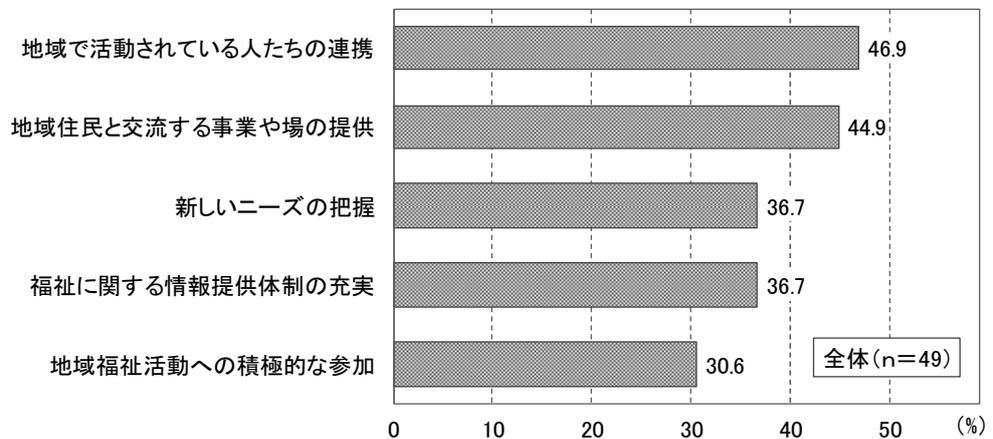


質問内容

地域活動を活性化するために、地域や民間の団体・機関が取り組むべきだと思うことは何ですか。(複数回答可) ※グラフは上位5番目まで

「地域で活動されている人たちの連携」が46.9%と最も高く、次いで、「地域住民と交流する事業や場の提供」(44.9%)、「新しいニーズの把握」・「福祉に関する情報提供体制の充実」(36.7%で同率)の順となっています。

地域で活動する事業者や各種団体の連携を支援するとともに、事業者や各種団体と地域住民との積極的な交流を促進できるように努める必要があります。



3. 前期計画の取組と課題

本計画を策定するにあたり、前期計画の取組状況と課題を検証しました。その結果について基本目標ごとに見ていきます。

基本目標1 みんなが安心して暮らせるまちづくり

施策1 見守りシステムの体制づくり

■主な取組状況

- 高齢者・障害者・児童等への虐待に対し、障害者虐待防止連絡会議や介護保険事業所等の支援者向け研修会の開催、子ども家庭総合支援拠点の設置によって、密な情報共有を行うとともに、啓発活動を行い、虐待の未然防止・早期発見に努めています。
- 高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター（市内6か所／うち基幹型1か所・市役所1か所）、障害者の相談窓口である基幹相談支援センター及び各障害者相談支援事業所の機能や役割について、地域活動への参加や広報誌の配架、継続的な営業活動、支援の連携等によって周知を行いました。
- 基幹相談支援センターや各障害者相談支援事業所に専門的職員を配置し、困難ケース等への対応や指定特定相談支援事業所への後方支援を行うことで、相談体制の強化を行いました。

■課題

- 高齢者虐待の対応には、成年後見制度等の他の権利擁護の利用支援等の観点や、高齢者の支援だけではなく、他分野との連携による養護者支援の強化が重要となっています。
- 災害時に要配慮者を確保するため、自主防災組織^(※)等への説明会の開催及び実効性を検証するための防災訓練の実施が必要です。
- ひとつの家庭において、障害だけでなく高齢・虐待・ひきこもり等の課題が複数重なり、相談内容が複雑化しており、ワンストップの対応が困難なことが多く、多機関連携をより一層進める必要があります。

■指標

※令和5年度は見込み

内容	基準値	実績値				目標値
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023)
地域SOSカード登録者数 (人)	7,384	7,523	7,856	7,817	8,000	12,000
健康や福祉に関する相談先として市役所や保健所を選ぶ割合(%)	40.3	—	—	—	42.4	50.0
「地域SOSカード登録システム」を知っている割合(%)	24.9	—	—	—	19.7	50.0

施策2 安心のまちづくり

■主な取組状況

- 新規に導入した防災支援システムを活用して、災害発生時の初動体制における災害対策本部の図上訓練を実施し、災害対応能力の向上を図りました。
- LED 防犯灯や防犯カメラを設置する自治会等に対して、各設置補助金交付要綱に基づく補助を行いました。併せて、各自治会が所有する防犯灯の電気料金の補助も行うことにより、自治会等の負担軽減を図りました。
- 誰もが安全に安心して社会参加できる環境整備のために、重点整備地区において生活関連施設や生活関連経路を設定し、計画的に特定事業のバリアフリー化を進めました。

■課題

- 本市は平成13年に大東市コミュニティバスの運行を開始しましたが、月日の経過による移動ニーズや人口動態の変化が生じ、交通網の見直しが必要となっています。
- 急増する空家問題や住宅の耐震性の確保等、多様化する住環境問題に対して、適切な取組が求められます。
- 住宅確保要配慮者が容易に住まい探しをすることができ、住みやすさを感じることできる環境を引き続き確保していくことが課題となっています。

■指標

※令和5年度は見込み

内容	基準値	実績値				目標値
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023)
自主防災組織結成数	49	50	50	51	51	51
防犯灯設置数	7,264	7,334	7,332	7,355	7,370	7,382
道路バリアフリー化率（生活関連経路）（%）	69.7	71.4	80.5	80.6	80.6	100.0

施策3 各種福祉施策の充実

■主な取組状況

- 子育て支援サービスの必要な情報がいつでも市民に届くよう、令和元年12月に子育て支援アプリ「Webランドダイトウ」を開設し、子育てに特化した情報発信を行いました。
- 令和元年度以降、私立保育園が4施設、私立幼稚園の2施設が認定こども園へ移行した他、公立保育所・幼稚園が施設合併し、幼保連携型認定こども園を新設したことにより、保育の受け皿が拡充しました。
- 地域包括支援センターでは、認知症の正しい理解の促進のため、認知症サポーター養成講座を開催する他、認知症の早期発見啓発のためパンフレットを作成し、企業等へ配布しています。

○生活困窮者支援については、生活保護制度とともに、重層的なセーフティネットを構築し、生活困窮者の自立と尊厳の確保を図りながら、自立のための一人ひとりの状況に応じた支援計画（プラン）を策定しました。

■課題

- 令和元年12月に開設した子育て支援アプリ「Webランドダイトウ」について、アプリの利便性を向上させるために機能改修等を行うことで利用者の拡大を図ることが必要です。
- 地域生活支援拠点として登録されているのが相談支援事業所のみであり、相談支援事業所以外の事業所に拠点登録が広がっていないことが課題です。
- ひきこもり支援について、まだ支援に繋がっていない潜在化されているひきこもり当事者本人とその家族の実態やニーズの把握、その掘り起こし、積極的な広報活動や周知が必要です。
- 福祉有償運送サービスの事業者の確保が求められています。
- コロナ禍で顕在化した新たな地域生活課題の「社会的孤独・孤立」や「8050問題」、「ダブルケア」、「ひきこもり」等、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、公的な福祉サービスの狭間にあるケースに、適切な支援や対応を行っていく必要があります。

基本目標2 誰もがいきがいのもてるまちづくり

施策1 一人ひとりがいきがいをもって活躍する場づくり

■主な取組状況

- 66歳地域デビュー応援事業をはじめとする、生きがいづくり応援イベントでは、講演や交流の場に加え、生活サポート事業や移送サービス事業等、ボランティア活動の紹介を行い、活動を希望される方は実施団体へコーディネートを行いました。
- 大東シニア総合大学において、学習意欲の向上や学習成果の活用の機会創出につなげるため、新規講座や団体との交流を入れる等、講座内容の一層の充実を図りました。
- 令和4年8月に常時eスポーツができる施設として、eスポーツスポット大東を開設しました。年齢・性別・障害の有無に関わらず、誰もが参加できるeスポーツの特性に着目し、各世代間交流の場を創出する等、eスポーツの普及に取り組んでいます。

■課題

- 大東シニア総合大学への申込者にはリピーターが多く、環境・観光・健康学部の全てを受講した卒業者が増えてきたため、新規申込者の獲得が難しくなっています。
- 各地域活動の担い手確保のための取り組みが課題となっています。
- eスポーツ事業への関心や理解を得るため、周知を強化する必要があります。

施策2 心と体の健康づくり

■主な取組状況

- 特定健康診査の受診率の向上のため、受診券発送時期の見直しと新規加入者への対応、及び未受診者勧奨等を実施しました。また、特定保健指導未利用者の勧奨、受診勧奨判定値を超えている者への対策に取り組みました。
- 健康づくりの啓発のために、アプリを活用したウォーキング事業の展開や大東市のウォーキングコースを掲載したマップの作成等を実施しました。
- 介護予防相談会や介護予防に関する普及啓発講座を開催する他、地域包括支援センターのイベントで、介護予防の大切さの啓発を行っています。

■課題

- 介護予防について、地域包括支援センターが大きな役割を担っており、さらなる役割が期待されています。

■指標

※令和5年度は見込み

内容	基準値	実績値				目標値
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023)
大東元気でまっせ体操グループ数	109	128	131	134	144	175
エンジョイウォーク登録者数(人)	5,188	5,641	5,667	5,692	5,720	6,300
5がん検診受診者数(人)	13,055	13,776	15,002	15,185	16,186	16,000
自殺対策に関係のある言葉で知っているものがない割合(%)	27.3	—	—	—	調査せず	20.0

施策3 自立を支える基盤づくり

■主な取組状況

- 各相談支援事業所と連携し、制度実施が必要な方への情報提供や法テラスへの同行を行う等、成年後見制度の利用支援に努めました。
- 成年後見制度の市長申立てを適切に実施するため、成年後見開始審判等申立審査会において、審査運営事務を適正に実施しました。
- 市内に3か所ある地域就労支援センターにて就労支援コーディネーターによる相談・訓練・指導を行い、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等幅広い関係機関と連携を図っています。
- 国の就労定着支援と就労定着支援に該当しない障害者へ向けて、市独自の職場定着支援の実施を行いました。

■課題

- 令和4年度以降、日常生活自立支援事業の待機者が増加しています。
- 判断能力が低下する以前から準備することが重要であるため、各支援者が成年後見制度や任意後見制度の理解を深め、支援する高齢者の親族情報等を収集することが必要です。
- 企業に障害者インターンシップを受け入れる体制が整っていないことが課題となっています。

■指標

※令和5年度は見込み

内容	基準値	実績値				目標値
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023)
日常生活自立支援事業対象者数(人)	75	79	76	85	85	80
成年後見制度を知らない割合(%)	27.0	—	—	—	25.7	20.0
日常生活自立支援制度を知らない割合(%)	39.6	—	—	—	43.0	30.0

基本目標3 地域の活力あふれるまちづくり

施策1 地域活動拠点の整備・充実

■主な取組状況

○地域住民が気軽に集い、閉じこもり予防・介護予防の拠点となる「ふれあいの場」となるように、15校区（地区）福祉委員会によるふれあいサロンや市内6中学校内にてお茶のみ休憩所を設定し、茶話会等を実施しています。

■課題

- コロナ禍により、役員会やふれあいの開催回数が減少したため、SNSを活用したオンライン会議の開催等、新たな仕組みを確立することが課題となっています。
- 2中学校区において、お茶のみ休憩所が未設置となっています。

■指標

※令和5年度は見込み

内容	基準値	実績値				目標値
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023)
高齢者ふれあいサロン参加者数（人）	25,120	14,130	11,551	23,147	26,000	26,000
子育てサロン開催場所数（か所）	6	3	0	0	1	7
ふれあいサロンなどの小地域ネットワーク活動への参加経験割合（％）	6.5	—	—	—	2.9	10.0
お茶のみ休憩所を知っている割合（％）	11.0	—	—	—	7.2	20.0

施策2 社会福祉協議会の役割

■主な取組状況

- 自治会に対して、地域福祉活動の更なる充実を図るため、社協会員募集を実施しています。
- 15校区（地区）福祉委員会にて、サロン等の小地域ネットワーク活動を実施するために必要な活動経費を助成しています。
- 住民・団体・組織がつながる拠点であり、「地域の人の居場所づくり」を目的とした「R i B B O N」を立ち上げました。
- 地域包括支援センターの総合相談支援や地域ケア会議の機能を活用することにより、多様化、複雑化した福祉ニーズの把握・分析・共有を行い、支援ネットワークの強化を図りました。

■課題

- 障害者が地域住民と交流できる場の確保が課題となっています。
- 各分野の支援機関の役割・機能の情報発信と適切な連携支援の実施が必要です。

■指標

※令和5年度は見込み

内容	基準値	実績値				目標値
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023)
社会福祉協議会の名前も活動も知らない割合(%)	32.4	—	—	—	33.6	20.0
社会福祉協議会の相談窓口が充実していると思う割合(%)	14.7	—	—	—	11.1	20.0

施策3 市民活動団体・ボランティア活動の支援

■主な取組状況

- ボランティア活動の参加促進のため、ボランティアサロンやボランティア講座等の開催及びボランティアフェスティバルの実施を行いました。
- 住民自治の推進を図るため、市民会議の事業に対して補助金を交付する等、地域課題を解決する機能と権限を備えた全世代地域市民会議のさらなる進展に努めました。

■課題

- 継続的な活動が可能な新規ボランティアの確保が課題となっています。
- 地域の医療・介護サービス資源の把握、新たな情報の収集と共有、それらの資源の情報について地域住民への普及啓発が重要となっています。

■指標

※令和5年度は見込み

内容	基準値	実績値				目標値
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023)
ボランティアフェスティバル・子育てフェスティバル参加者数（人）	782	—	38	216	350	1,000
ボランティアセンター（団体登録数）（団体）	21	21	21	21	21	25
ボランティアセンター（登録者数）（人）	380	294	215	202	220	420
大東市に所在を置くNPO法人数（法人）	35	41	42	44	44	40
地域活動やボランティア活動が活発であると思う割合（％）	30.6	—	—	—	調査せず	40.0
地域のボランティア活動への参加経験割合（％）	10.9	—	—	—	8.1	18.0

第3章 計画の理念と体系

1. 計画の基本理念

【基本理念】

みんなで支える 笑顔あふれる地域共生社会

本市では、これまでの地域福祉計画において、「みんなで支える 笑顔あふれる地域共生社会」を基本理念に掲げて、様々な施策を実施してきました。

本計画においても現行計画に掲げた基本理念を踏襲し、一人ひとりの人権が尊重され、住民がいつまでも住み慣れた地域で安全・安心に笑顔で生活できる「地域共生社会」の実現をめざします。

社会情勢の変化やライフスタイルの多様性により一人ひとりが抱える生活課題も複雑化・複合化している現在、「地域共生社会」の実現のためには、住民同士による福祉活動の強化や、多様で複層的な支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の構築が重要となります。

住民同士に助け合い・支え合いの心が根つき、住民の誰もが幸せに暮らせる地域づくりをめざして、この基本理念のもとに持続可能な福祉のまちづくりに取り組みます。



2. 計画の基本的な視点

本計画の施策展開について、次の3つの基本的な視点を設定します。

基本的な視点1 包括的な支援体制づくり

社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観の多様性の広がりが見られる中で、各世帯や一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。これらの課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスに加えて、地域住民や地域活動団体等と協働して地域全体で課題の解決に向けた取組を進めることが求められています。

そのため、本市では、支援を必要とする住民（世帯）が潜在化してしまわないよう、ニーズやSOSをキャッチし、適切な支援につなげていくため、高齢者、障害者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等の分野ごとの垣根を越えた包括的な支援体制の整備を進めます。

また、地域福祉を担う組織や人材（自治会、子ども会、民生委員・児童委員等）に対して、継続した活動を行っていただけるよう、支援に努めます。

基本的な視点2 必要な情報が人に届く仕組みづくり

さまざまな支援や制度があるにもかかわらず、その利用につながらない人は情報弱者の場合があります。そのため、高齢者、障害者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等のあらゆる方を意識して「広報だいたう」や「市ホームページ」等、多様な媒体による情報発信を充実することにより、必要な情報が適切に届く体制づくりを進めます。

また、行政窓口や相談機関においても、相談者の多様な相談を受け付けて情報を提供するとともに、課題の解決に向けた適切な支援につなげられるよう、人的な体制整備と関係機関との連携強化に努めます。

基本的な視点3 誰もが暮らしやすいまちづくり

高齢者、障害者、子ども・子育て家庭等、あらゆる立場の人があらゆる状況において本市で暮らしていけるまちづくりを進める必要があります。

そのため、公共施設や道路・歩道等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン^(※)化、移動手段の確保により、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。また、要配慮者対策をはじめとする防災体制の強化、権利擁護の推進、防犯活動の推進、子どもから高齢者までの交通安全対策の推進等、安全・安心のまちづくりにも努めます。さらに、生涯にわたって健康的で自立した生活を送ることができるよう、健康増進や介護予防等にも努めます。

3. 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 みんなが安心して暮らせるまちづくり

核家族化、少子高齢化が進み、単身高齢者や障害者が増加する中、多くの市民が生活についての悩みや不安を抱えています。これらの不安を相談し、必要なサービスを利用できるように、地域における相談機能の充実が必要になっています。

そこで、地域で暮らす誰もが安心して暮らし続けることができるよう、見守り体制や相談体制の充実と、各種福祉サービスの整備を図ります。また、災害時や緊急時における災害弱者への支援体制を強化する仕組みづくりを進め、共に生き、支えるまちづくりを進めます。

基本目標2 誰もがいきがいのもてるまちづくり

すべての市民が安心して暮らせる地域にしていくためには、生涯を通じて、いきがいに満ちた生活を送れるようにすることが大切です。

そのため、生涯学習活動や就労、ボランティア活動への参加等への支援に取り組むことにより、市民がいきがいを感じて暮らせる地域づくりに努めます。

基本目標3 地域の活力あふれるまちづくり

地域社会は一人ひとりが豊かな生活を送るための基盤であり、身近な地域活動の活性化を支援します。

また、あらゆる立場や状態の人が暮らし続けられる地域社会を構築するため、セーフティネット機能の強化に取り組みます。

4. 施策体系

■ 基本理念

みんなで支える 笑顔あふれる
地域共生社会

包括的な支援体制づくり
必要な情報が人に届く仕組みづくり
誰もが暮らしやすいまちづくり

基本目標

施策項目

1 みんなが安心して
暮らせるまちづくり

1-1 相談支援体制と情報発信の充実
1-2 安全・安心のまちづくり
1-3 各種福祉施策の充実

2 誰もがいきがいの
もてるまちづくり

2-1 生涯にわたるいきがいづくり
2-2 心と体の健康づくり

3 地域の活力あふれる
まちづくり

3-1 地域における活動の充実
3-2 セーフティネット機能の強化

第4章 施策の展開

基本目標1 みんなが安心して暮らせるまちづくり

1-1 相談支援体制と情報発信の充実

【取組の方向性】

- 地域における身近な相談相手として民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー等の活動の周知を図るとともに、行政窓口、社会福祉協議会、各専門相談機関の機能強化に努めます。また、地域共生社会の理念に基づき、多様な相談内容であっても受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制をめざす取組を推進します。
- 市や社会福祉協議会の広報誌やホームページ、SNS等の多様な媒体を利用し、住民に必要な情報が適切に届く体制づくりを進めます。

①包括的な相談支援体制の充実

取組	内容	担当課
相談窓口機能の強化と相談先の周知	<ul style="list-style-type: none"> ◆何か困ったことが起きた時に、市民がいつでも気軽に相談できるよう、相談支援機関や窓口の認知度の向上に努めます。 ◆相談対応する専門職や職員のスキルアップを図るほか、相談窓口ごとの連携を強化し、どのような内容をどの窓口にも相談しても必要な支援やサービスにつなぐことができる包括的な相談支援体制の強化に努めます。 ◆市内8か所に地域福祉の相談窓口となる「安心・いきいきネット相談支援センター（コミュニティソーシャルワーカー）」を設置し、福祉の専門家として、地域の困りごとの相談支援を行うとともに、地域への働きかけや、よりよい地域になるようサポートします。 ◆近年、地域社会で顕在化している様々な課題（8050問題、ひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラー等）や制度の狭間等について関係機関と連携して対応できるよう、相談支援体制の強化に努めます。 	福祉政策課 （社会福祉協議会） こども家庭室 障害福祉課 高齢介護室 地域保健課 秘書広報課 人権室

取組	内容	担当課
相談支援機関の連携	<p>◆ネットワーク会議や地域ケア会議等の各種検討会議を開催し、各機関の情報共有や課題を解決するための対策を強化します。</p> <p>◆人権に関する問題について、北条及び野崎人権文化センターを拠点に総合相談を行っており、専門の相談員が寄り添って対応し、必要に応じて関係機関と連携を図ります。</p>	福祉政策課 (社会福祉協議会) 障害福祉課 こども家庭室 高齢介護室 地域保健課 人権室

■ 身近な相談支援機関

困り事や相談などあれば、悩みを抱え込まず、下記の相談支援機関にご相談ください。

安心・いきいきネット相談支援センター【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）】	地域における高齢者、障害者、ひとり親家庭など援護を要するあらゆる者、またはその家族、親族などの支援を通じて、地域の要援護者等の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行い、地域福祉の計画的な推進を図ります。
地域包括支援センター	介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止等、必要な支援が継続的に提供されるよう対応しています。
障害者相談支援事業所	障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援し、自立と社会参加を図るための仕組みづくりを行っています。
家庭児童相談室	本人または保護者から、18歳未満の子どもに関する相談に対応し、子どもの健全な養育・福祉の向上を図っています。今後、機能強化を図るため、ネウボランドだいとう（子育て世代包括支援センター）と一体的な支援体制の整備に努めます。
大東市社会福祉協議会	誰もが安心して暮らせる地域福祉を推進するために、地域住民やボランティア、福祉・保健・医療などの関係機関・団体の協力を求めながら実践していく公共性の高い民間の非営利団体です。
人権文化センター	自主事業や市民の貸室利用等、地域交流の促進により、人権啓発をはじめとする福祉・生涯学習の充実を図るとともに、総合的な相談体制を整備することにより、人権問題の解決等、市民のセーフティネットとしての役割も担う施設です。
生涯学習センター アクロス内「女性の悩みなんでも相談」	女性が抱える様々な悩みについて、フェミニストカウンセラーが一人ひとりに寄り添いながら、問題の解決に向けて相談に応じています。
ネウボランドだいとう (子育て世代包括支援センター)	子育て世代が安心して子どもを育てられるよう、保健師、助産師、保育士等のコーディネーターやスクールソーシャルワーカーが、妊娠期から子どもが概ね18歳になるまでの子育ての不安や悩みに向き合い、アドバイスを行っています。今後、機能強化を図るため、家庭児童相談室と一体的な支援体制の整備に努めます。

※資料編に、詳細な連絡先等を掲載しています。

■コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の活動

本市では、市内のエリアごとに福祉の総合相談窓口としてコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を設置しています。福祉の専門職で、地域の困りごとについて相談を受け付けており、暮らしやすい地域づくりのための働きかけや様々な支援も行っています。

役割

主に、①個別支援、②住民活動のコーディネート、③公的サービス等との協働、④要援護者等の組織化支援、⑤研究・開発した新サービス、⑥市町村地域福祉計画の支援があります。また、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)のことを広く知ってもらうために、啓発活動を行っています。

《住民活動のコーディネートや要援護者等の組織化支援》

住民懇談会の開催や、高齢者サロン、子育てサロン、会議等への参加、住民活動の育成・支援、ボランティアグループや当事者組織等の組織化を支援します。

いつまでも元気でいきいきと交流し、集うことができる「高齢者サロン」



《新たなサービスの展開》

地域における新たなつながりを創造するサービスの立ち上げや運営を支援します。

住民・団体・組織がつながる拠点であり、地域住民の居場所づくりを目的とした、新たな活動「RiBBON」



※資料編に、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の連絡先等を掲載しています。

②情報発信の充実【新規】

取組	内容	担当課
情報発信と啓発の推進	<p>◆市や社会福祉協議会等が発信する広報誌やホームページ、SNS等について、住民ニーズに応じた見やすく分かりやすい内容となるよう努めるとともに、高齢者や障害者等の情報弱者になりやすい方でもできる限り利用しやすい配慮を行います。</p> <p>◆国が実施する福祉に関する様々な啓発日・週間・月間等とも連動して活動することにより、地域住民に対して福祉への意識や関心を高めます。</p>	福祉政策課 (社会福祉協議会) 障害福祉課 こども家庭室 高齢介護室 地域保健課 秘書広報課 人権室
必要とされる方に情報が届く体制づくり	<p>◆社会福祉協議会や地域組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、関係機関とも連携して、一般住民はもとより、高齢者、障害者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等、情報を必要とされている方に情報が届く体制づくりに努めます。</p>	福祉政策課 (社会福祉協議会) 障害福祉課 こども家庭室 高齢介護室 地域保健課 人権室

1-2 安全・安心のまちづくり

【取組の方向性】

- 関係機関が連携して地域における日頃からの見守りや声かけ等により、地域の安全・安心の強化を図ります。
- 市民・事業者・行政が連携して、災害に強い市街地の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上等、防災対策の総合的な推進を図ります。
- 安心して安全に生活を送るため、地域の避難訓練、防災訓練等の充実や犯罪抑止の体制づくりを進めることにより、地域における防犯・防災意識の向上を図ります。
- 交通ネットワークや住宅・住環境の整備に取り組むことにより、誰もが住みやすい基盤整備に努めます。

①見守り活動の強化

取組	内容	担当課
見守り体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、相談支援事業所等の関係機関が連携して、要配慮の早期発見・早期対応を行う等、地域ごとの特性を考慮した見守り体制のさらなる強化を図ります。 ◆地域での日常的な安否確認や見守り活動の充実に努めるため、「地域SOSカード登録システム」の登録者数の拡大に取り組みます。 ◆災害対策基本法に基づく災害時の避難行動要支援者名簿の活用も含めた要配慮者の避難支援体制の構築を推進します。 	福祉政策課 高齢介護室 障害福祉課 危機管理室
民生委員児童委員、校区（地区）福祉委員の活動	◆民生委員児童委員、校区（地区）福祉委員により、声かけや見守り、地域での気軽な相談支援等を行うことで、安心して暮らせるまちづくりを進めます。	福祉政策課 (社会福祉協議会)

②防災対策の充実

取組	内容	担当課
防災体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆「大東市地域防災計画」に基づき、災害時や地震発生後の災害対策本部の立ち上げから、職員の参集、救出・救助活動や避難所開設等の初動体制の確立を図るため、市役所内外で防災訓練を行い、災害対応力の向上を図っていきます。 ◆自主防災組織、関係機関等との連携を強化し、災害時に迅速に対応できる体制づくりを強化していきます。 	危機管理室

取組	内容	担当課
避難体制の整備	<p>◆防災マップの作成や、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿制度の普及及び個別避難計画の作成に努め、市、地域、各種関係機関等が連携し、災害時における円滑な避難行動につなげます。</p> <p>◆災害時において速やかに福祉避難所^(※)を開設し、要配慮者を保護できるよう、地域や各種関係機関等と連携や情報共有に努めます。</p>	危機管理室 福祉政策課 障害福祉課 高齢介護室

③防犯対策の充実

取組	内容	担当課
防犯環境の整備	◆地域住民が安全・安心に暮らし、本市全体の犯罪発生を抑止につなげるため、防犯灯や防犯カメラの設置支援に努めます。	市民政策課

④都市基盤の整備

取組	内容	担当課
交通ネットワークの整備	◆「大東市公共交通基本計画」を推進していくと共に、市民の皆さまに広くご理解いただけるような、利便性の高い公共交通の実現をめざします。	交通政策課
交通安全の啓発	◆高齢者や障害者等の交通事故を防ぐよう、交通安全に対する意識や知識を深めるため、交通安全に対するイベントや教室を通じた啓発や学習などを推進します。	市民政策課
バリアフリー化の促進	◆「大東市バリアフリー基本構想」に基づき、地域住民が利用する生活関連経路のバリアフリー化を促進し、誰もが安全に安心して社会参加できる環境整備を図ります。	都市政策課
住宅・住環境の整備	◆「大東市住宅マスタープラン」に基づき、誰もが安全・安心に住み続けられる住まい・住環境づくりを推進します。	都市政策課
高齢者・障害者の住まいの確保	◆あんぜん・あんしん賃貸検索システムを活用し、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる住まいの場を確保できるよう努めます。	都市政策課

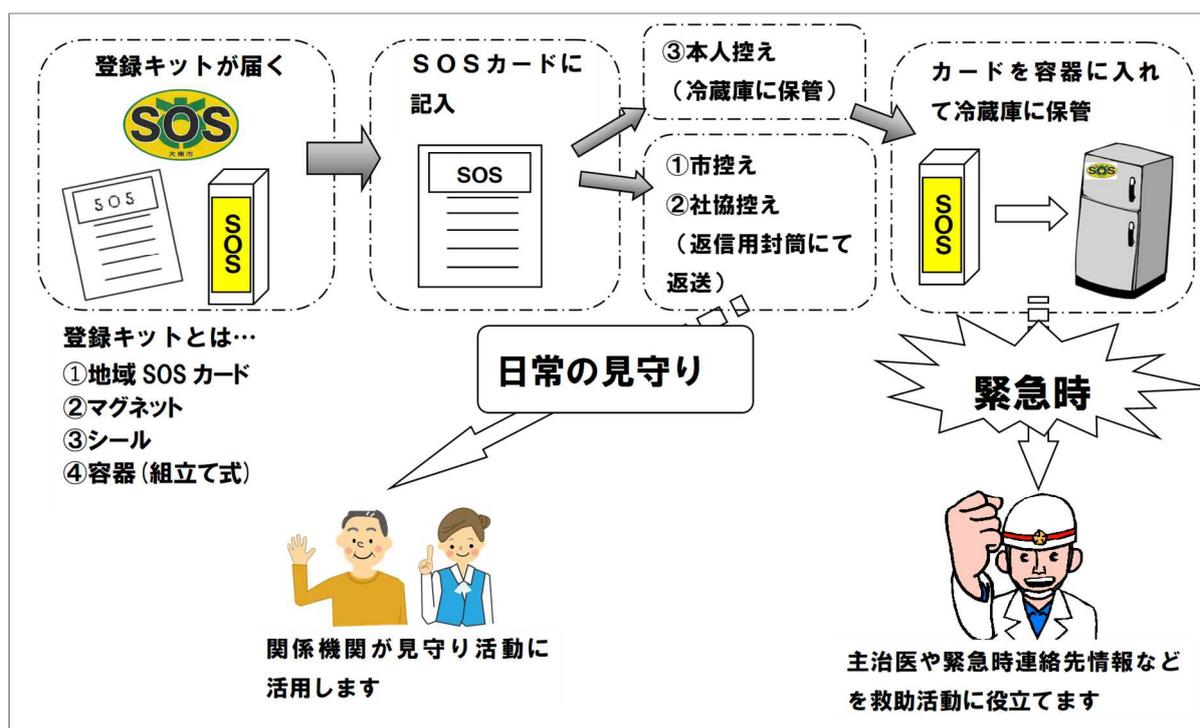
【指標】

内 容	実績値 ※評価年度はR 5	目標値 ※計画最終評価時点
見守り協定の事業者数	230件	350件
防犯灯設置数	7,370本	7,390本

■ 地域SOSカード登録システム

支援を必要とする高齢者等に、緊急連絡先や主治医、関係しているサービス機関等、緊急時に必要な情報をカードに記入し、登録してもらうものです。

このカードを、本人・地域の見守り機関・市がそれぞれ保管し、日常的な安否確認や見守り、非常事態への対応などに役立っています。



*対象者は、①65歳以上の単身高齢者、②75歳以上高齢者夫婦のみの世帯、③昼間独居となる高齢者がいる世帯です。(担当：高齢介護室)

1-3 各種福祉施策の充実

【取組の方向性】

- 「大東市子ども・子育て支援事業計画」、「大東市障害者長期計画・大東市障害福祉計画」、「大東市総合介護計画」等の個別計画に基づき、必要とする人が適切なサービスを受けることができるよう、福祉サービス提供体制の充実と質の確保に努めます。
- 経済的に困窮した人や世帯に対して、自立に向けた適切な支援につながるよう努めます。

①子ども・子育て支援施策の充実

取組	内容	担当課
子育てネットワークの推進	◆子育てに対する不安の解消と子育て世代が安心して働き、暮らせる環境づくりを進めるため、ニーズに応じた保育所、認定こども園、幼稚園の整備に努めるとともに、地域子育て支援事業等の実施により子育て環境の向上を図ります。	こども家庭室
保育所・認定こども園・幼稚園・小学校の連携	◆保育所、認定こども園、幼稚園、小学校の連携を強化し、スムーズに小学校への入学ができる基盤づくりを推進します。	こども家庭室 教育委員会 指導・人権教育課
情報提供の充実	◆子育て支援サービスの必要な情報が必要な時に市民に届くよう、広報誌やホームページ、SNS等を用いて、子育て施策に関する情報提供体制を強化します。	こども家庭室
子育て拠点の充実	◆ネウボランドだいとう（子育て世代包括支援センター）や子育て支援センターをはじめ、子育て支援・施設における様々なイベント・ふれあい活動や相談事業を通じて、子どもが健やかに育っていくための環境づくりを充実します。	こども家庭室
地域住民との交流	◆学校行事や保育所での園庭開放を通じて、地域住民との交流を図ります。	こども家庭室 教育委員会教育 企画室

②障害者支援施策の充実

取組	内容	担当課
障害を理由とした差別解消	◆障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）をめざして、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」に関する環境整備や市民・事業者等への周知・啓発を行います。	障害福祉課
相談支援・情報提供の充実	◆障害のある人の障害の特性や多様なニーズ等に応じて必要な障害福祉サービス等が適切に利用できるよう、相談支援及び情報提供の充実を図ります。 ◆大東市障害者総合支援協議会において、関係機関の連携によるネットワークを構築するとともに、障害福祉に係る関係機関が参画して情報を共有し、地域の課題解決に向けた協議を行います。	障害福祉課
地域生活支援拠点等の整備	◆地域生活支援拠点等の整備について、大東市障害者総合支援協議会、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所等と連携、検証、検討を継続し、地域生活支援拠点等の体制整備を進めます。	障害福祉課

③高齢者支援施策の充実

取組	内容	担当課
生活環境の整備	◆バリアフリーの推進や移動手段の確保、防犯・防災対策を推進し、高齢者や家族介護者等にとって暮らしやすい地域環境の整備を進めます。	高齢介護室 都市政策課 市民政策課
社会参加の促進	◆高齢者がいつまでもいきいきとして暮らしていくために、高齢者による生活支援や就業対策の推進を図ることにより、高齢者の社会参加を促します。	高齢介護室
尊厳を守る権利擁護の推進	◆市民への広報・啓発を通じた認知症への理解促進に取り組むとともに、権利擁護による高齢者の意思の尊重及び高齢者に対する不当な虐待の防止等、高齢者の尊厳を守るための取組を進めます。	高齢介護室

④その他の福祉施策の充実

取組	内容	担当課
生活困窮者への支援の実施	<p>◆生活困窮者を対象に相談支援を実施し、他の専門機関と連携して、自立のための一人ひとりの状況に応じた支援計画（プラン）を策定し、包括的で寄り添った支援を行います。</p> <p>◆「大東市総合就労支援事業」（くらしサポート大東）として、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。</p> <p>◆ひきこもり支援については、中高年のひきこもり支援と若者のひきこもり支援が連携・協働を図りながら、包括的なひきこもり支援体制の構築を進めていきます。</p>	福祉政策課
あらゆる人権課題に対する対応	◆高齢者、障害者、子ども、女性、外国人、生活困窮者等、あらゆる人の人権に関する啓発活動と人権教育の推進、差別や人権侵害の解消、男女共同参画社会の推進、性的マイノリティの方への配慮等、人権に関する様々な課題解決に向けた取組を推進します。	人権室 福祉政策課 （社会福祉協議会） 障害福祉課 こども家庭室 高齢介護室 地域保健課
日常生活自立支援事業の推進	◆日常生活自立支援事業について必要とする人の利用促進を図るため、待機者解消に向け、関係機関等と連携し、専門員や生活支援員の支援の充実に努めます。	福祉政策課 （社会福祉協議会）

【指標】

内容	実績値 ※評価年度はR5	目標値 ※計画最終評価時点
日常生活自立支援制度を知らない割合	43.0%	35.0%

※「日常生活自立支援制度を知らない割合」の実績値は、市民調査の問21より。

基本目標 2 誰もがいきがいのもてるまちづくり

2-1 生涯にわたるいきがいづくり

【取組の方向性】

- 個人の経験を活かして地域での活動や各種ボランティア活動に参加してもらえよう、体制づくりや環境の充実を推進します。
- 生涯学習、芸術・文化活動、スポーツ活動を行う機会の充実と環境整備を行います。
- 就労による社会参加を支援し、自立を促進します。

①ボランティア活動の支援

取組	内容	担当課
ボランティア活動の啓発	◆ボランティアに関する情報紙の発行や、ホームページ、SNSを活用した啓発活動等によりボランティアの普及と活動の推進に努めます。	福祉政策課 (社会福祉協議会)
ボランティア活動の参加促進	◆ボランティアフェスティバルやボランティア体験プログラムの実施、ボランティアサロンやボランティア講座等の開催等により、住民が身近に参加できる活動のきっかけづくりを行います。	福祉政策課 (社会福祉協議会)
ボランティアセンターの強化	◆ボランティア団体連絡会の開催や研修会の実施、音訳ボランティア等の養成講座の開催等により、ボランティアセンターの基盤と機能強化に努めます。	福祉政策課 (社会福祉協議会)

②地域福祉活動の担い手への支援

取組	内容	担当課
いきがいづくりの推進	◆地域の困りごとを住民が担い手となって支援する「生活サポート事業」をはじめ、誰もが自らの知識や技術・技能を発揮して、地域活動やボランティア活動等に参加し、地域の担い手として活躍することができるいきがいづくりを推進します。 ◆移動が困難な高齢者や障害のある人に対して、福祉有償運送サービス等を実施し、外出支援の充実により社会参加の促進に努めます。	高齢介護室 障害福祉課

■ 社協内のボランティアセンター

大東市社協のオリジナル
キャラクター「ボラーナ」

大東市社会福祉協議会は、ボランティアに関する総合相談窓口である「ボランティアセンター」を設置しています。

ボランティア活動の拠点として、ボランティア活動をしたい人やボランティアを求める人等の様々な相談に応じています。



【大東市社会福祉協議会による様々な支援内容】

相談・派遣	ボランティア活動をしたい人の相談
	ボランティアを必要とする人の相談
	ボランティアの登録
	ボランティアの紹介や派遣
援助	ボランティアグループへの援助・協力
	会合や研修などの場の提供
	連絡会や例会などの開催
研修・育成	ボランティア関連の講座、研修会の開催
	講師や専門家、助言者の紹介、派遣
	ボランティア体験プログラムの実施
広報	ボランティア情報紙の発行
保険の窓口	ボランティア保険
	ボランティア・市民活動行事保険
	非営利・有償活動団体保険
	移送中事故傷害保険

大東市社会福祉協議会について

社会福祉協議会とは、生涯を通して生き生きとした生活を送り、だれもが安心して暮らせる地域福祉を推進するために、地域の皆さんやボランティア、福祉・保健・医療などの関係機関・団体の協力を求めながら実践していく公共性の高い民間の非営利団体です。社会福祉法に基づいて全国に設置されています。

社会福祉協議会を略して「社協（しゃきょう）」といいます。

【大東市社会福祉協議会の所在地と連絡先】

〒574-0037 大阪府大東市新町 13-13 大東市立総合福祉センター内
TEL：072-874-1082 FAX：072-874-1828

④就労支援の推進

取組	内容	担当課
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内の地域就労支援センターにて就労支援コーディネーターによる相談・訓練・助言を行い、就労の場の確保を図ります。 ◆相談・訓練・助言等の就労支援体制の充実を図り、それぞれの希望にあった就労形態を選択できるよう、行政、学校、ハローワーク、NPO法人、シルバー人材センター、障害者就業・生活支援センター、民間企業等による連携の強化を図ります。 ◆ハローワーク、介護事業所等と連携し、介護人材の確保や介護職員の負担軽減を目的とした就労トライアル事業を進めていきます。 	産業経済室 障害福祉課 高齢介護室
就労支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆就職困難者に対し、地域就労支援センターによる伴走型支援を行うとともに、ハローワークやOSAKAしごとフィールド等、関係機関と連携しながら就労セミナーをはじめ、就職面接会等、様々な取組を行い、就労支援の強化を図ります。 ◆働くことに対して不安を感じている障害者に対し、就労の定着を支援するとともに関係機関が本人の障害の特性を十分に理解し、障害者が持っている力を発揮できるよう、企業や事業者と連携します。 ◆就労トライアル事業を通じて、高齢者等の就労支援に繋がります。 	産業経済室 障害福祉課 高齢介護室
自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆庁内における障害者インターンシップや市内企業における企業実習を行い、自立の促進と就労支援を推進します。 	産業経済室

【指標】

内容	実績値 ※評価年度はR5	目標値 ※計画最終評価時点
子育てフェスティバル参加者数	433人	600人
ボランティアフェスティバル参加者数	250人	600人
ボランティアセンター（団体登録数）	21団体	25団体
ボランティアセンター（登録者数）	220人	270人
大東市に所在を置くNPO法人数	44法人	45法人
地域のボランティア活動への参加経験割合	8.1%	15.0%

※「地域のボランティア活動への参加経験割合」の実績値は、市民調査の間12より。

2-2 心と体の健康づくり

【取組の方向性】

- 「大東市健康増進計画」に基づき、特定健診や各種がん検診を実施して生活習慣病やがんの早期発見に努め、市民が生涯にわたって健康に暮らせるように支援します。
- 高齢等の理由により要介護状態にならないよう、介護予防に関する取組を充実し、市民が生涯にわたってできるだけ健康で自立して暮らせるように努めます。

①健康づくりの推進

取組	内容	担当課
各種健（検）診や特定保健指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種健（検）診の受診率の向上に努め、疾病の早期発見・早期治療をめざします。 ◆メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導の徹底を図り、生活習慣病の予防に努めます。 	地域保健課
地域での健康づくり	◆地域のボランティア団体や大東シニア総合大学健康学部の卒業生による健康づくりの団体と協働し、支援しながら、地域の健康づくりを総合的に推進します。	地域保健課
健康づくりの啓発	◆エンジョイウォーク事業等、気軽に誰でも参加できる健康づくりに関する事業を実施することにより、健康管理に関する意識啓発を図ります。	地域保健課
心の健康づくり	◆関係機関と連携を図り、心に悩みを抱えている人の相談体制を整え、「大東市自殺対策計画」との整合性も図りつつ、心の健康づくりに努めます。	地域保健課
医療体制の充実	◆医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携を図り、市民の健康維持を促進するため、健（検）診体制の充実や小児医療の充実に努めます。	地域保健課

②介護予防事業の充実

取組	内容	担当課
介護予防事業の充実	◆要支援・要介護にならないよう予防するとともに、要支援・要介護になったとしても、活動を継続し続けられるよう、高齢者のいきがいや自己実現のための取組を支援するため、「大東元気でまっせ体操」や交流の場を徒歩圏内に設立し、介護予防事業の充実を図ります。	高齢介護室
相談体制の充実と介護予防の啓発	◆市役所及び地域包括支援センターでの介護予防に関する相談体制の整備を図るとともに、介護予防相談会の開催により介護予防に対する意識づけや介護予防事業への参加を促します。 ◆大東元気でまっせ体操の参加者に対して、栄養士や歯科衛生士を派遣し、体力測定その他、口腔評価や栄養指導を行います。 ◆介護予防相談会や介護予防に関する講座の開催、地域包括支援センターのイベント等により、介護予防の大切さの啓発を行います。	高齢介護室

【指標】

内容	実績値 ※評価年度はR5	目標値 ※計画最終評価時点
大東元気でまっせ体操グループ数	144グループ	205グループ
エンジョイウォーク登録者数	5,720人	—※
5がん検診受診者数	16,186人	—※

※目標値については、令和6年度策定の「大東市健康増進計画（第三次）」において設定する予定。

■大東元気でまっせ体操

大東市では、いつまでも元気で過ごすことができるよう、高齢者を対象としたオリジナル体操「元気でまっせ体操」を推進しています。

この体操は「座ってする体操」、「立ってする体操」、「寝てする体操」の3つがあり、自身の状態に合わせて効果的な運動ができます。

定期的実施している市民グループが各地域にありますので、お近くのグループに是非ご参加ください！



基本目標 3 地域の活力あふれるまちづくり

3-1 地域における活動の充実

【取組の方向性】

- 地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動を推進する小地域ネットワーク活動を推進し、居場所づくりや地域活動の活性化を図ります。
- 地域の新たな福祉課題を把握して、その課題解決に向けた取組を進めます。

①小地域ネットワーク活動の充実

取組	内容	担当課
支え合いの仕組みづくり	◆社会福祉協議会が推進役となり、福祉委員会役員会やふれあいサロンにおいて認知症や障害のある方に対する関わり方等、福祉に関する話題を提供し、住民同士の支え合い活動を支援します。	福祉政策課 (社会福祉協議会)
ふれあい活動の充実	◆地域住民が気軽に集い、閉じこもり予防・介護予防の拠点となる「ふれあいの場」となるよう、お茶のみ休憩所や福祉委員会で開催するサロン等の整備や機能強化を図ります。	福祉政策課 (社会福祉協議会)

②新たな福祉ニーズの把握

取組	内容	担当課
福祉ニーズの発掘	◆安心・いきいきネット相談支援センター（コミュニティソーシャルワーカー）や地域包括支援センターによる総合相談や地域ケア会議により関係者間で地域福祉課題を把握・共有して、課題解決に向けた取組や支援体制の充実を図ります。	福祉政策課 (社会福祉協議会) 高齢介護室

【指標】

内 容	実績値 ※評価年度はR 5	目標値 ※計画最終評価時点
高齢者ふれあいサロン参加者数	26,000人	27,000人
子育てサロン開催場所数	1か所	3か所
ふれあいサロンなどの小地域ネットワーク活動への参加経験割合	2.9%	10.0%
お茶のみ休憩所を知っている割合 ※「よく知っている」と「ある程度知っている」の合計割合	7.2%	20.0%
社会福祉協議会の名前も活動も知らない割合	33.6%	20.0%
社会福祉協議会の相談窓口が充実していると思う割合 ※「非常に充実している」と「どちらかという充実している」の合計割合	11.1%	30.0%

※「ふれあいサロンなどの小地域ネットワーク活動への参加経験割合」の実績値は、市民調査の間12より。

※「お茶のみ休憩所を知っている割合」の実績値は、市民調査の間27より。

※「社会福祉協議会の名前も活動も知らない割合」の実績値は、市民調査の間24より。

※「社会福祉協議会の相談窓口が充実していると思う割合」の実績値は、市民調査の間25より。

■ お茶のみ休憩所(まちかどサロン)

気軽に立ち寄り、お茶を飲みながらゆっくりおしゃべりができる憩いの場です。
住民による運営で大東市社会福祉協議会が運営の協力をしています。
どなたでもご利用可能です！

中学校区	名称
谷川	いこか
住道	太陽会
大東	ほっと
四条	ゆったり
南郷	たいし縁
深野	ゆっくり



3-2 セーフティネット機能の強化

【取組の方向性】

- 住み慣れた地域で誰もが生涯にわたり安心して暮らすことができるよう、また、支援を必要とする人が地域の中で孤立することのないよう、状況を把握して支援が行き届くように努めます。
- 配偶者等に対する暴力や高齢者・障害者・子ども等への虐待防止に向け、通報・相談体制の充実を図るとともに、関係機関による情報共有により、早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。
- 認知症や、知的障害、精神障害等により判断能力の低下した人の意思決定を支え、自らの財産や権利を守れるよう、成年後見制度の利用促進等により権利擁護を推進します。
- 犯罪をした者等の生活や就労環境の改善等、再犯防止の取組を進めることにより、犯罪が犯罪を招く負の連鎖を断ち切るにつなげます。

①様々な困難を抱える人への支援【新規】

取組	内容	担当課
地域におけるセーフティネット機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等をはじめ関係機関との連携により、地域での見守り体制や必要な支援の検討等、命と暮らしを守る地域のセーフティネット機能の強化に取り組みます。 ◆支援を必要とする高齢者、障害者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等の生活実態の把握に努めます。 	福祉政策課 (社会福祉協議会) 障害福祉課 こども家庭室 高齢介護室 地域保健課 危機管理室 人権室
孤立・孤独対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆孤立・孤独は、人生のあらゆる段階で誰にでも起こりうる状態であるため、当事者が孤立・孤独の状態から立ち直ることができるよう、関係機関と連携し、継続した支援の実施に努めます。 	福祉政策課 (社会福祉協議会) 障害福祉課 こども家庭室 高齢介護室 地域保健課 人権室
制度の狭間等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活困窮者自立支援制度を利用するなかにおいて、制度の狭間にある人や既存の制度や支援では対応できない人等も含めた対象者を制限しない包括的な相談により、住まいや就労、経済面等について自立に向けた支援を行います。 	福祉政策課 (社会福祉協議会)

②虐待や暴力の防止

取組	内容	担当課
虐待や暴力の防止に関する啓発	◆高齢者、障害者、子ども等への虐待防止に関する啓発や、DV ^(※) （ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為、セクハラ等に関する啓発を行います。	高齢介護室 障害福祉課 こども家庭室 人権室
早期発見・早期対応の充実	◆地域住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や各種団体、関係機関と連携して、見守りや情報共有に努めるとともに、警察等の専門機関と連携して早期発見、対応に努めます。	障害福祉課 こども家庭室 高齢介護室 人権室

③権利擁護の推進 ※「成年後見制度利用促進計画」

取組	内容	担当課
成年後見制度の利用促進	◆成年後見制度の利用を促進するとともに、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等と連携して、成年後見制度のPRを行い、制度を必要とする人に十分な情報が行き届くよう、地域のサロンや広報「だいとう」等で啓発します。 ◆制度を必要とする相談に対しては、家庭裁判所や関係団体と連携し、必要な援助（申立の案内、家庭裁判所への同行支援、戸籍調査等）を実施します。	福祉政策課 障害福祉課 高齢介護室
地域連携ネットワークの構築に向けた体制整備【新規】	◆国の「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、成年後見制度を必要とする人の状況に応じ、尊厳をもってその人らしい生活ができるように、制度が必要な人の早期発見、対応や、後見決定後も継続した支援を行えるよう、権利擁護に関する司法・福祉の専門職をはじめとした地域連携ネットワークの構築について検討します。	福祉政策課 (社会福祉協議会) 障害福祉課 高齢介護室

④再犯防止の取組の推進【新規】 ※「再犯防止推進計画」

取組	内容	担当課
「社会を明るくする運動」の推進	◆犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について、地域住民等に理解を深めていただくため、保護司会、更生保護女性会等の更生保護団体と連携して「社会を明るくする運動」を推進し、広報誌等の各媒体を通じて再犯防止の重要性についても周知啓発を行います。	市民政策課
更生保護活動の充実	◆地域における更生保護活動の拠点となる「更生保護サポートセンター」への運営支援・拡充を図ります。 ◆更生保護団体等が取り組む犯罪をした者等への就労・居住確保等の社会復帰支援活動に対して、民生・児童委員や社会福祉協議会等との連携強化を図り、それぞれの課題に合致する各関係課の支援を行います。	市民政策課 福祉政策課 (社会福祉協議会) 障害福祉課 高齢介護室 産業経済室

⑤事業者、市民活動団体のネットワーク化の促進

取組	内容	担当課
地域住民との交流推進	◆多くの地域住民・地域の市民活動団体・事業所が地域課題を共有し、地域の特性を活かした施策の推進を図ることができるよう全世代地域市民会議の活動推進を図ります。	戦略企画課

⑥広域的な連携による地域活動の促進

取組	内容	担当課
広域的な連携の実施	◆医療・介護・保健・福祉の各分野や制度の狭間の問題等について、府や圏域等の広域で連携し、地域課題の共有や総合的な支援方策に関するの情報共有を行い、本市における地域福祉活動の充実をめざします。	福祉政策課 障害福祉課 高齢介護室 地域保健課

【指標】

内容	実績値 ※評価年度はR 5	目標値 ※計画最終評価時点
成年後見制度を知らない割合	25.7%	20.0%

※「成年後見制度を知らない割合」の実績値は、市民調査の問 21 より。

■大東市の明るく豊かな地域づくりのために

本市の福祉のまちづくりを進めるため、住民の意見を伺いながら、住民との協働による地域づくりを推進することで、誰もが互いを認め合い、いつまでも住み慣れた地域で暮らしつづけられる社会をめざします。

住民ワークショップで出された意見【参考】

【テーマ】居住地域における、つながりや支え合いに関してよいところ

- 自治会・老人会・子供会・保存会・福祉委員会・防犯委員の横のつながりが強い。
- 子育てサロンや世代間交流等、色々な人が関わるイベントが行われている。
- 地区の見守りと声かけが行き届いている。
- 自治会が活躍している。
- こども食堂が数カ所あり、市がネットワーク会議をつくっている。
- コミュニティソーシャルワーカーが活発な活動をしている。
- 介護予防に熱心であり、地域リハビリテーションに前向きに取り組んでいる。
- 市民を市民で支え合う市民ボランティア活動が充実している。

【テーマ】「地域共生社会」の実現のために、あったらいいと思う地域資源

- 子どもから高齢者まで利用可能な公園の整備と充実。
- 地域のために活動してくれるボランティアの増加。
- 空き家の利用と子どもの遊び場。
- 年齢を区切らない、多世代交流の居場所。
- ゲートキーパー。
- 多様な立場の方々と子ども達が触れ合う場や機会。
- 移送サービスの充実。
- 祭り。

【テーマ】本市で福祉のまちづくりを進めるうえで、どのようなことが必要か

- 一人ずつが両隣の人を気にかけること。
- 子ども達が自分で遊びを考えられる場所を設けること。
- 地域住民がさまざまな形で関わることで、参画者が気づけば地域活動をしていたことをゴールとした取組の実施。（例：多世代食堂）
- どんな相談にもものってくれる場所。（時には訪問相談も実施する）
- リハビリセンターや銭湯のような地域住民が触れ合える場所。
- 年齢・国籍を問わないイベント・交流・居場所づくり。

資 料

1. 策定の経緯

年	月	日 程	会議等	内 容 (案)
令和5年	7月	7月24日	第1回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・会長、副会長選出 ・地域福祉計画の策定 ・市民意識調査 (案) ・事業所アンケート調査 (案)
	8月	8月22日発送	地域福祉に関する市民意識調査 事業所アンケート調査	市民意識調査 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者抽出 ・印刷 ・発送 ・分析 ・結果まとめ 事業所アンケート調査 <ul style="list-style-type: none"> ・印刷 ・発送 ・分析 ・結果まとめ
	10月	10月17日	地域福祉ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク形式による意見交換、協議。グループ発表
	11月	11月13日	事業者・市民活動団体ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者・市民活動団体アンケートに基づくヒアリング
		11月22日	第2回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画 (骨子案) ・第4期計画の進捗評価・現状と課題 ・市民意識調査結果報告 ・事業者アンケート調査結果報告 ・地域福祉ワークショップ報告
	12月	12月4日	第3回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画 (素案) ・パブリックコメント

年	月	日 程	会議等	内 容 (案)
		12月6日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・策定経過 ・地域福祉計画（素案）
		12月14日～ 12月28日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、団体等の意見集約 ※2週間程度
令和6年	1月	1月10日	第4回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画（案） ・パブリックコメントの結果報告 ・地域福祉計画概要版（案）
		1月12日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画（案） ・パブリックコメントの結果報告 ・地域福祉計画概要版（案）

2. 大東市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 25 年 4 月 18 日

要綱第 48 号

改正 平成 25 年 9 月 5 日要綱第 74 号

平成 27 年 3 月 24 日要綱第 15 号

平成 29 年 3 月 22 日要綱第 13 号

平成 31 年 3 月 27 日要綱第 16 号

令和 2 年 7 月 28 日要綱第 62 号

令和 3 年 3 月 23 日要綱第 39 号

令和 5 年 3 月 31 日要綱第 35 号

令和 5 年 12 月 6 日要綱第 78 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 4 5 号）等の規定に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする大東市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、大東市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を考慮しつつ、計画の策定に関する事務を所掌する。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項に関すること。
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関すること。
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること。
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関すること。
- (5) 地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備に関すること。
- (6) 再犯の防止等に関する施策の推進に関すること。
- (7) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、福祉・子ども部福祉政策課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

4 委員長に事故あるときまたは欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉・子ども部福祉政策課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年要綱第74号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年要綱第15号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成29年要綱第13号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年要綱第16号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年要綱第62号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和3年要綱第39号）抄

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年要綱第35号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年要綱第78号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

危機管理室	危機管理室課長
政策推進部	戦略企画課長
市民生活部	市民政策課長、人権室課長
福祉・子ども部	福祉政策課長、障害福祉課長、こども家庭室課長
保健医療部	高齢介護室課長、地域保健課長
都市経営部	都市政策課長
産業・文化部	産業経済室課長、生涯学習課長
教育委員会事務局学校教育政策部	指導・人権教育課長

3. 大東市地域福祉計画策定市民会議規則

平成 25 年 1 月 29 日

規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大東市附属機関条例（平成 24 年条例第 29 号）第 3 条の規定に基づき、大東市地域福祉計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）の組織および運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 市民会議の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉に関係する団体を代表する者
- (3) 高齢者に関係する団体を代表する者
- (4) 障害者に関係する団体を代表する者
- (5) 地域住民が組織する団体を代表する者
- (6) 民生委員児童委員を代表する者
- (7) ボランティアに関係する団体を代表する者
- (8) 公募により選考された者
- (9) 関係行政機関の職員

2 市民会議の委員の任期は、1 年以内で市長が定める期間とする。

3 市民会議に会長および副会長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

4 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故あるときまたは欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 市民会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 市民会議の会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 4 条 市民会議は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提供を求め、または市民会議の会議への出席を求めその説明もしくは意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 5 条 市民会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 6 条 市民会議の庶務は、福祉・子ども部福祉政策課において行う。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、市民会議の組織および運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日以後最初に召集される市民会議の招集および会長が選任されるまでの間の市民会議の主宰は、市長が行う。

4. 大東市地域福祉計画策定市民会議委員名簿

	氏名	所属	区分
1	小寺 鐵也	種智院大学 教授	学識経験を有する者
2	稲田 圭郁	大東市社会福祉協議会 課長	社会福祉に関する団体を代表する者
3	上田 美里	コミュニティソーシャルワーカー協議会	社会福祉に関する団体を代表する者
4	勝田 英子	特定非営利活動法人 地域協働保育所 主任保育士	社会福祉に関する団体を代表する者
5	上津 隆明	大東市老人クラブ連合会 会長	高齢者に関する代表をする者
6	村岡 昭二	大東市障害者総合支援協議会 事務局 基幹相談支援センター 所長	障害者に関する代表をする者
7	品川 公男	大東市区長会 幹事	地域住民が組織する団体を代表する者
8	中井 和真	特定非営利活動法人ほうじょう 事務局長	地域住民が組織する団体を代表する者
9	萩原 美紀	特定非営利活動法人 大東野崎人権協会	地域住民が組織する団体を代表する者
10	藏前 芳治	大東市民生委員児童委員協議会 副会長	民生委員児童員を代表する者
11	河原 昇	大東市ボランティア団体連絡会 会長	ボランティアに関する団体を代表する者
12	小林 了	大東市校区福祉委員会 会長	ボランティアに関する団体を代表する者
13	米尾 依子		公募により選考された者
14	中尾 亮大		公募により選考された者
15	祖父江 由佳	大阪府四條畷保健所企画調整課長	関係行政機関の職員

5. 大東市地域福祉計画策定委員会

	所 属	役 職	氏 名
1	危機管理室	危機管理課長	星野 光二
2	政策推進部	戦略企画課長	福田 悦子
3	市民生活部	市民政策課長	竹田 智英
4		人権室課長	奥野 佳景
5	福祉・子ども部	福祉政策課長	吉田 詠二
6		障害福祉課長	山下 忠宏
7		こども家庭室課長	栗田 英治
8	保健医療部	高齢介護室課長	前原 隆盛
9		地域保健課長	宮本 靖久
10	都市経営部	都市政策課長	渡邊 武志
11	産業・文化部	産業経済室課長	中村 敬治
12		生涯学習課長	家村 幸一
13	教育委員会事務局学校教育政策部	指導・人権教育課長	村島 正浩

6. 身近な相談支援機関

相談先	住所	開設時間	電話番号
安心・いきいきネット相談支援センター 【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）】	次ページの「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」に記載しています。		
基幹型地域包括支援センター	深野3丁目28-3 アクティブ・スクウェア・大東302号室	月～土曜日 9:00～17:30	072-800-5374
大東市基幹相談支援センター	御供田2丁目1-29	月～金曜日 9:00～17:30	072-803-8536
大東市障害者生活支援センター みすみ（身体）	三住町2-7 シティワース1階	月～金曜日 9:00～17:30	072-806-1331
相談支援センター あおぞら（知的）	氷野2丁目2-5 大政ビル3号館107号	月～金曜日 9:00～18:00 第2土曜日 9:00～17:00	072-875-3969
のぞみ相談支援センター （精神）	曙町1-24	月～金曜日 9:00～18:00	072-872-7199
大東市障害者生活支援センター ごくでん（児童）	御供田2丁目1-29	月～金曜日 9:00～17:30	072-803-8536
家庭児童相談室	幸町8-1 すこやかセンター3階	月～金曜日 9:00～17:30	072-875-8101
大東市社会福祉協議会	新町13-13 大東市立総合福祉センター内	月～金曜日 9:00～17:30	072-874-1082
北条人権文化センター （（特非）ほうじょう）	北条3-10-5	月～金曜日 9:00～17:30 （火・金曜日は 20:30まで）	072-876-2560

相談先	住 所	開設時間	電話番号
野崎人権文化センター ((特非)大東野崎人権協会)	野崎 1-24-1	月～金曜日、第 1・3土曜日午前 9時～午後6時 (月・木曜日は 午後8時まで)	072-879-8810
生涯学習センター アクロ ス内「女性の悩みなんでも 相談」	末広町 1-301 生涯学習センター アクロ ス内	第1月・金曜日 10:00～15:00 第3水曜日 16:00～20:00 第3土曜日 13:00～17:00	072-869-6505
ネウボランドだいとう (子育て世代包括支援セン ター)	幸町 8-1 すこやかセンター3階	月～金曜日 9:00～17:00	072-874-2766 072-874-2767
自立相談支援機関 くらしサポート大東	谷川 1-1-1 福祉政策課内	月～金曜日 9:00～17:30	072-870-9664

7. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

事業者名	小学校区	住 所	電話番号
NPO 法人 ほうじょう	北条	北条 3-10-5 北条人権文化センター内	072-862-3212
NPO 法人 大東野崎人権協会	四条	野崎 1-24-1 野崎人権文化センター内	072-879-8810
NPO 法人 あとからゆっくり	四条北・深野	南津の辺町 2-21	072-813-7595
社会福祉法人 慶生会 住道	住道北・三箇	三住町 2-7 シティワース 201 号	072-806-2880
社会福祉法人 大東市社会福祉協議会	泉・住道南・灰塚	新町 13-13	072-874-1082
川村義肢株式会社 暮らしいきいき館	氷野・南郷	御領 1-12-1	072-875-8046
社会福祉法人聖心会 ホーリーハート大東	諸福	赤井 3-5-11	072-874-1661

8. 市内の福祉・生涯学習・文化活動・スポーツ活動施設

施設名	住所	開設時間	電話番号
総合福祉センター	新町 13-13	月～土曜日 9:00～20:45	072-872-2222
いいもりぷらざ（北条コミュニティセンター）	北条 1-16-16	9:00～21:00 第2・4水曜日は休館	072-812-7900
北条人権文化センター	北条 3-10-5	月～土曜日 9:00～22:00	072-877-6066
野崎人権文化センター	野崎 1-24-1	月～土曜日 9:00～22:00	072-879-1551
諸福老人福祉センター	諸福 1-12-12	月～土曜日 9:00～17:00	072-871-2771
北条老人憩の家	北条 3-15-15	月～土曜日 9:00～17:30	072-878-4651
野崎老人憩の家	野崎 1-8-28	月～土曜日 9:00～17:30	072-879-6076
総合文化センター（サーティホール）	新町 13-30	9:00～22:00 第1・3月曜日は休館	072-873-0030
まなび北新	北新町 3-101	10:00～18:00 火曜日は休館	072-876-7701
来ぶらり南郷・まなび南郷	氷野 4-4-70	9:30～21:00 第1・3水曜日は休館	072-873-1451
来ぶらり四条	野崎 3-6-1	9:00～21:00 第1・3火曜日は休館	072-876-7011
生涯学習センターアクロス	末広町 1-301 ローレルスクエア住 道サンタワー内	9:00～22:00 第2木曜日は休館	072-869-6505
文化情報センターDIC21	住道 2-3-1 ALBi 住道 1階	10:00～21:00 第2・4水曜日は休館	072-869-6505
市民体育館	寺川 1-20-20	9:00～21:00	072-871-3201

9. 用語の解説

	用語	解説
ア 行	アウトリーチ	直訳では「外に手を伸ばす」ことを意味し、福祉分野では、生活上の課題を抱えながらも援助が届いていない個人や家族に対し、支援につながるよう積極的に働きかけること。
カ 行	協働	役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制をいう。まちづくりにおける協働は、市民、自治会や企業等の団体、そして行政等公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、連携と協力をすること。
	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な認知症高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
サ 行	自主防災組織	自主的な防災活動を実施することを目的とし、自治会等の地域住民を単位として組織された任意団体のこと。
	セーフティネット	セーフティネットとは「安全網」の意味で、何らかの生活課題を抱えた人が、さらに困難な状況に落ち込まないように、生活を支援する制度や仕組みのことをいう。
タ 行	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていく社会のこと。
	地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。市町村または老人介護支援センターの設置者、一部事務組合、医療法人、社会福祉法人等のうち、市町村から包括的支援事業の委託を受けたものが設置することができる。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態になるおそれのある高齢者の把握等で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。
	DV（ドメスティック・バイオレンス）	英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれることもある。用語については明

		<p>確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人等、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。</p>
ハ行	ひきこもり	<p>ひきこもりとは「様々な要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学等の自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」と定義され、一つの原因で「ひきこもり」が生じるわけではなく、生物学的要因、心理的要因、社会的要因等が、様々に絡み合っ、「ひきこもり」という現象が生まれる。</p>
	福祉避難所	<p>災害時に開設される指定避難所では日常生活に支障をきたすため、特別な配慮を必要とする高齢者や障害のある人等が避難する施設のこと。</p>
マ行	民生委員・児童委員	<p>民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村の区域における民間奉仕者で都道府県の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。職務は、①住民の生活状態を適切に把握すること、②援助を必要とする者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう相談・助言・その他の援助を行うこと、③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供等の援助を行うこと、④社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、が規定されている。児童委員は、地域の子どもたちの見守りや子育て相談・支援等を行う委員で、民生委員は児童委員を兼ねているため、「民生委員・児童委員」と列記されることも多い。</p>
ヤ行	ユニバーサルデザイン	<p>ユニバーサルとは「普遍的」という意味で、建物や製品等のデザインにおいて、障害の有無等に関わらず、当初からすべての人が使いやすいように普遍的な機能を組み込んでおくという考え方。バリアフリーと似た概念であるが、バリアフリーが今ある障壁を取り除くという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインははじめから障壁がないようにデザインするという考え方に立つもの。</p>

第5期大東市地域福祉計画

発行：大東市

編集：大東市 福祉・子ども部 福祉政策課

住所：〒574-8555 大阪府大東市谷川1丁目1番1号

TEL：072-872-2181 FAX：072-872-2189

発行年月：令和6年3月
